

「義務教育に関する教育長アンケート調査」

2007年11月

日本の教育を考える10人委員会

アンケートの概要

1. 趣 旨：

今日、教育を重要課題としてとらえている与党政権の下、わが国の義務教育を取り巻く環境は大きく変化してきております。学校選択制や教育バウチャー制度に代表されるような市場原理・競争原理の導入の検討、義務教育における国の役割分担のあり方の見直し、教職員の処遇等の見直しなどが進められています。

こうした義務教育を取り巻く環境の変化は、わが国の将来にかかわる重要な問題であることから、義務教育の今後のあり方については、一部の関係者だけでなく、広く国民を巻き込んだ議論が必要です。

そこで、日本の教育を考える 10 人委員会（委員長 立命館大学政策科学研究科教授 京都大学経済研究所特任教授 佐和隆光）では、義務教育に関する教育現場の意向を把握するために、義務教育における国の役割、教育分野への市場原理・競争原理の導入、学校と地域コミュニティとの関係、教職員の処遇などについてアンケート調査を実施いたしました。

2. 実施期間：

平成 19 年 7 月 9 日～7 月 30 日

3. 実施対象：

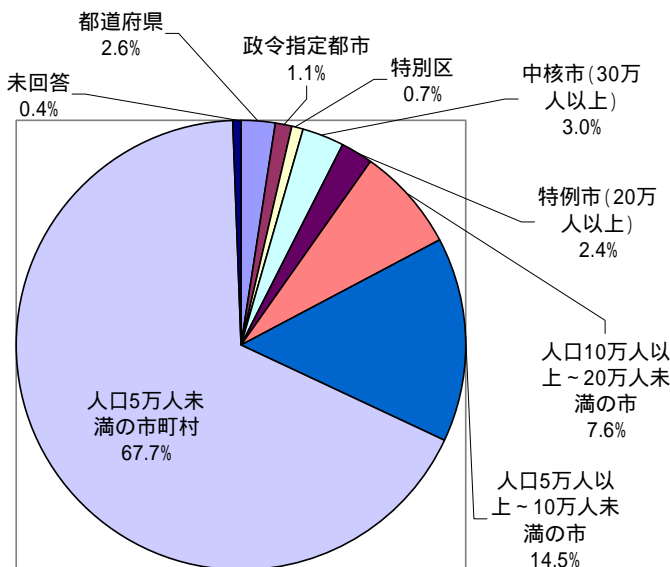
全国都道府県・市区町村教育委員会 教育長

4. 調査方法：

郵送により配布し、郵送による無記名回収方式（自治体名明記）

5. 有効回答数：

937 件（配布数 1,827 件、回答率 51.3%）



団体規模種別	件数	割合
都道府県	24	2.6
政令指定都市	10	1.1
特別区	7	0.7
中核市(30万人以上)	28	3.0
特例市(20万人以上)	22	2.4
人口10万人以上～20万人未満の市	71	7.6
人口5万人以上～10万人未満の市	136	14.5
人口5万人未満の市町村	634	67.7
未回答	5	0.4
全体	937	

アンケート結果総括

【教育における国の役割、教育財源について】

- 義務教育費国庫負担制度における国の負担割合を見直す要望が多く、教職員の給与費を安定的に確保することに対する不安がうかがえる。(P6 参照)
- 義務教育費国庫負担金以外の教育関連予算についても、小規模団体を中心に「確保が困難」という意見が多く、今後十分に教育予算を確保できるか不安に感じているものと推測される。(P7 参照)
- 教育財政における教育委員会の権限・役割分担については、「教育委員会と首長が協議」という意見が7割弱となっている。一方、「教育委員会が主導権をとる」を上げている教育委員会は、教育委員の選任方法についても首長に依存しない公募方法を選好している傾向がある。(P8-9 参照)
- 教育委員会への国による是正改善の指示や是正の要求については、「細部に及ぶべきではない」という意見が6割強となっており、細部まで国の影響が及ぶ仕組みではなく、基本的には教育委員会が権限をもって活動できることを望む声が多いものと考えられる。(P10 参照)

【競争原理の導入について】

- 「学校選択制」については、いじめや部活動等への対応という一定の条件付きで肯定的に捉えている意見がある一方で、児童数に応じて学校予算が決まる「教育バウチャー制度」については否定的な意見が多く、教育委員会は学校同士の過度の競争や、競争結果が学校予算につながるような施策はあまり望んでいないものと考えられる。(P12-13 参照)
- 特別区、中核市では「学校選択制は導入すべき」が6割以上と比較的多く挙げられているが、規模が小さくなるにつれて、「学校選択制は導入すべき」という意見が少なくなっている。規模の小さな市町村ではそもそも学校が少ないことから学校選択制がなじまないことも影響していると考えられる。(P12-13 参照)
- 学校の自己評価や外部評価の結果については「公表すべき」という意見が多く、学校の情報公開の必要性を感じているものと思われる。(P14-15 参照)
- 学力テストの結果は「保護者のみに公開する」という意見が多く、「一般公開すべき」という意見は少ない。学校や地域の格付け及び選別に繋がる恐れがあると考えているものと思われる。(P16 参照)

【地域との関わりについて】

- 学校の統廃合については予算確保が困難な教育委員会ほど、「統廃合はやむをえない」という回答が多く、本来統廃合は望まないが財政的な要因から仕方がないと考えていると想定される。(P18-19 参照)
- 学校選択制・バウチャーの導入に対する考え方別にみると、競争原理に対する抵抗感が少ないと考えられる教員委員会では、公立学校の統廃合について「やむをえない」という回答が多くなっている。一方、学校選択制・バウチャーを「ともに導入すべきでない」と回答している教育委員会では「統廃合は避けるべき」という回答が相対的に多くなっている。(P19 参照)

【教員を取り巻く環境について】

- 教員免許更新制について、全体的には「必要」という意見が過半数を超えているが、一部自治体においては「必要ない」という意見も多くなっている。また、「具体的な制度設計が見えない」という意見も多く、制度内容についての不透明感が存在しているものと考えられる。(P20-21 参照)

- 教育委員会の学校選択制・バウチャーの導入に対する考え方にみると、競争原理に対する抵抗感が少ないと考えられる教員委員会では、教員免許更新制について「必要である」という回答が最も多くなっている。(P20-21 参照)
- 講習内容や修了認定の基準については「国はガイドラインを示すだけで、教育委員会が定めることが望ましい」という意見が多く、国の強い関与を望んでいないことがうかがえる。(P22-25 参照)
- 指導が不適切な教員に対する研修内容、認定基準については、いずれも「国がガイドラインを示し、それに基づき教育委員会が定めることが望ましい」が7割弱上げられている。また、認定に関わるべき人として「教育委員会」、「校長・教頭」に回答が集中している。教員免許更新制と同様、国の強い関与は望んでおらず、各自治体の教育委員会で判断したいという声が多いものと考えられる。(P26-30 参照)
- 「教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」については、「教職調整額の財源を増やしたうえで、職務負荷によりメリハリをつける」という意見が多い。前提として基本的な財源の拡大に対する要望が強いとともに、教員のやる気を引き出すためにはある程度、給与にメリハリをつけることも必要であると考えているものと推測される。(P31-32 参照)
- 事務的業務について、外部委託するよりも「教職員の定数改善をすべき」という意見が多い。これはそもそも教職員の業務を外部委託することの難しさがあるものと考えられる。(P33-34 参照)

【週5日制について】

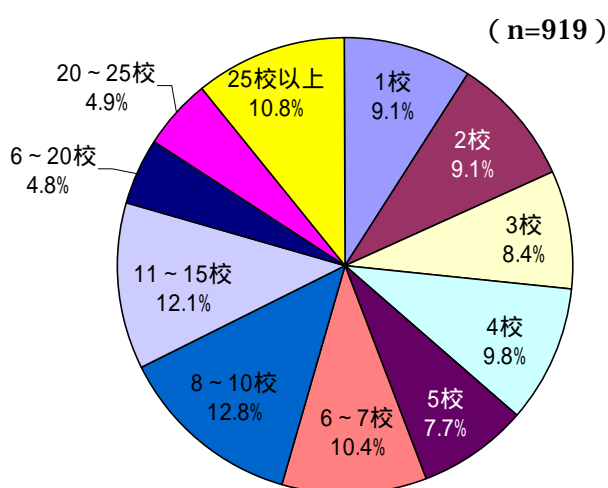
- 週5日制の見直しについては、「現状のままでよい」という意見が多く挙げられている。現場では制度を変えることで混乱するという意見もあり、安易に制度変更することによる悪影響が心配される。(P35 参照)

【教育現場を良くするための改善・改革策について】

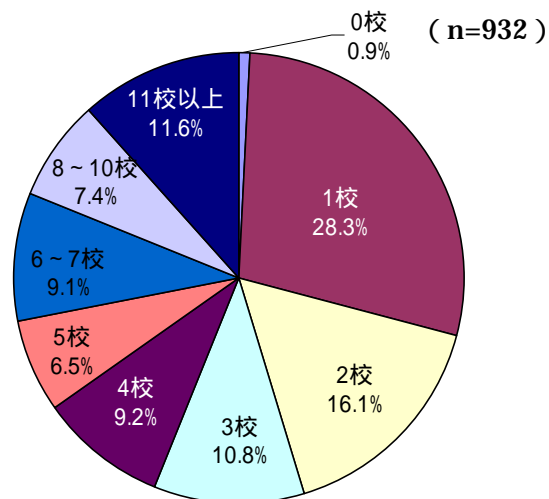
- 教育委員会が教育現場の改善のために必要なこととして「教職員の増員」、「給与財源の確保」、「少人数教育の推進」が多く挙げられている。少人数教育の推進も、それを実現するための教職員及び給与費が必要になるため、「教職員の増員と予算の確保」が一番の課題になっているものと思われる。(P37-38 参照)

設問1. あなたが教育長を務めておられる教育委員会の概要についてお伺いします。

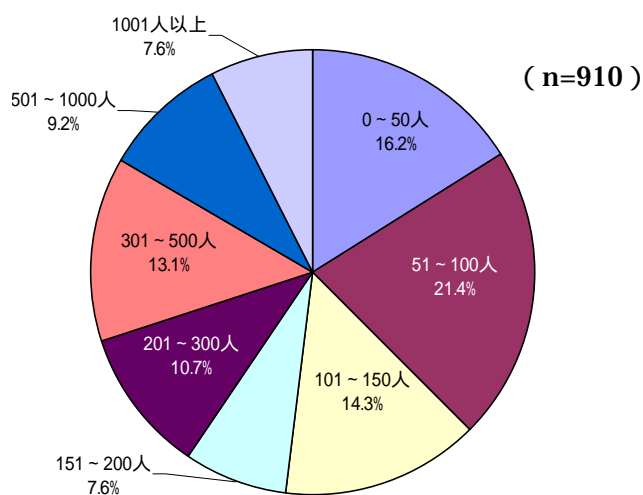
- ・ 貴教育委員会が所管する学校数(小学校 中学校)
- ・ 貴教育委員会が所管する教職員数
- ・ 教育委員会事務局の職員数(県市町村立図書館職員、及び学校現業職員、文化財関係職員は除く)
- ・ 貴教育委員会事務局の指導主事数



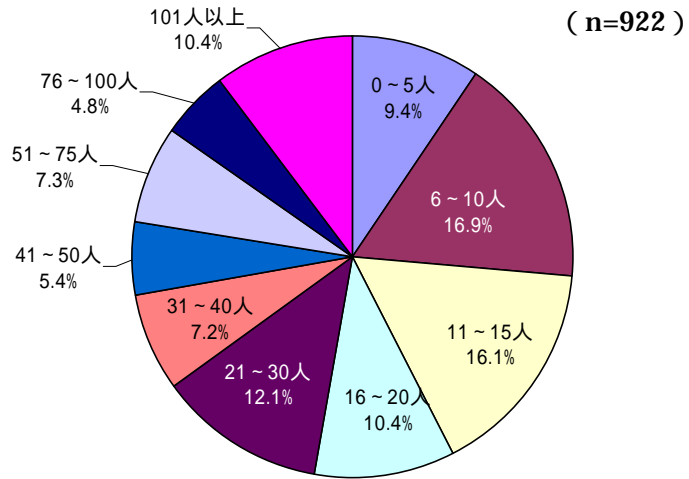
図表 1 所管する小学校数(都道府県を除く)



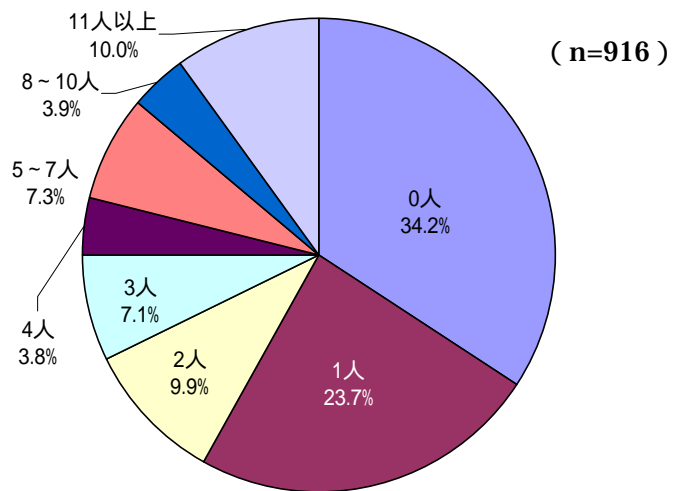
図表 2 所管する中学校数(都道府県を除く)



図表 3 所管する教職員数(都道府県を除く)



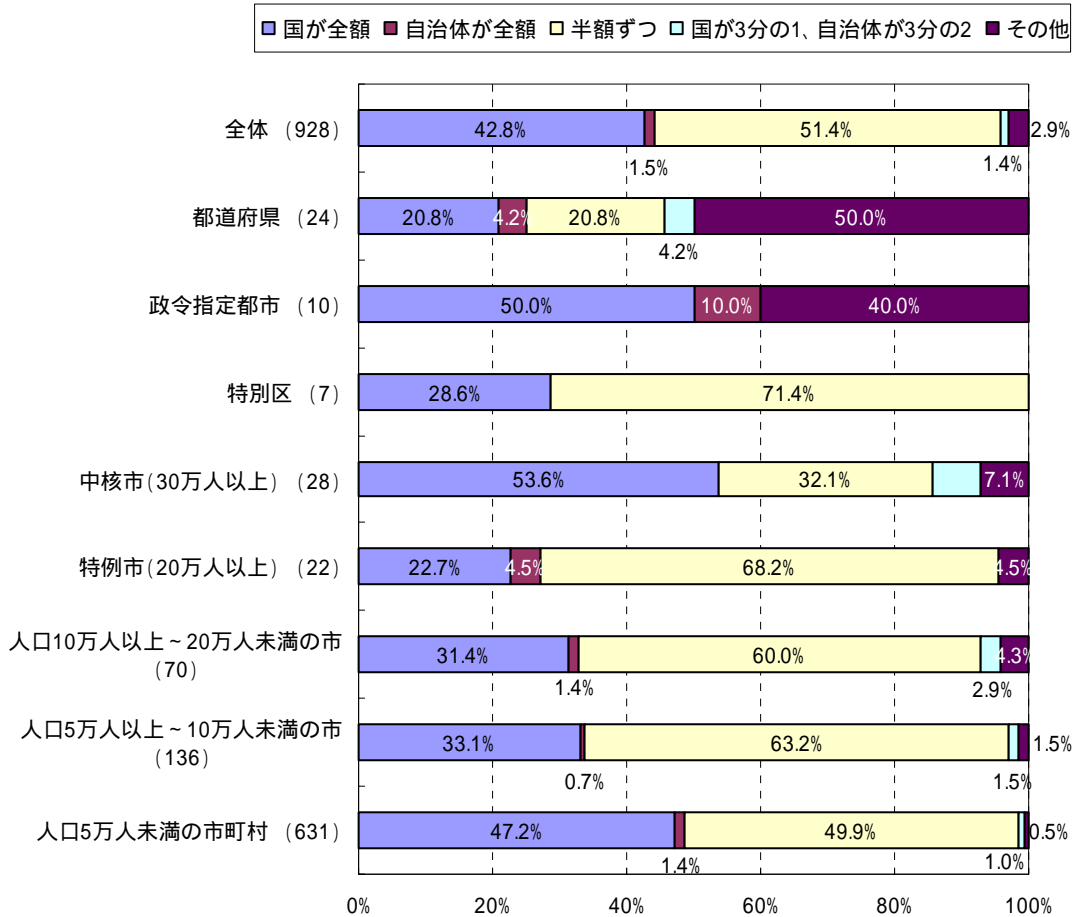
図表 4 教育委員会事務局の職員数（都道府県を除く）



図表 5 教育委員会事務局の指導主事数（都道府県を除く）

設問2. 義務教育における教職員の給与については「義務教育費国庫負担制度」により、従来は国が半額を負担していましたが、2006年度から国の負担は3分の1となりました。義務教育の教職員の給与財源について、あなたご自身の考え方にもっとも近いものを一つ選んで番号に をつけてください。

1. 義務教育の教職員の給与財源は、国が全額負担すべきである
2. 義務教育の教職員の給与財源は、地方自治体が全額負担すべきである
3. 義務教育の教職員の給与財源は、国と地方自治体が半額ずつ負担すべきである
4. 義務教育の教職員の給与財源は、国が3分の1、地方自治体が3分の2負担すべきである
5. その他

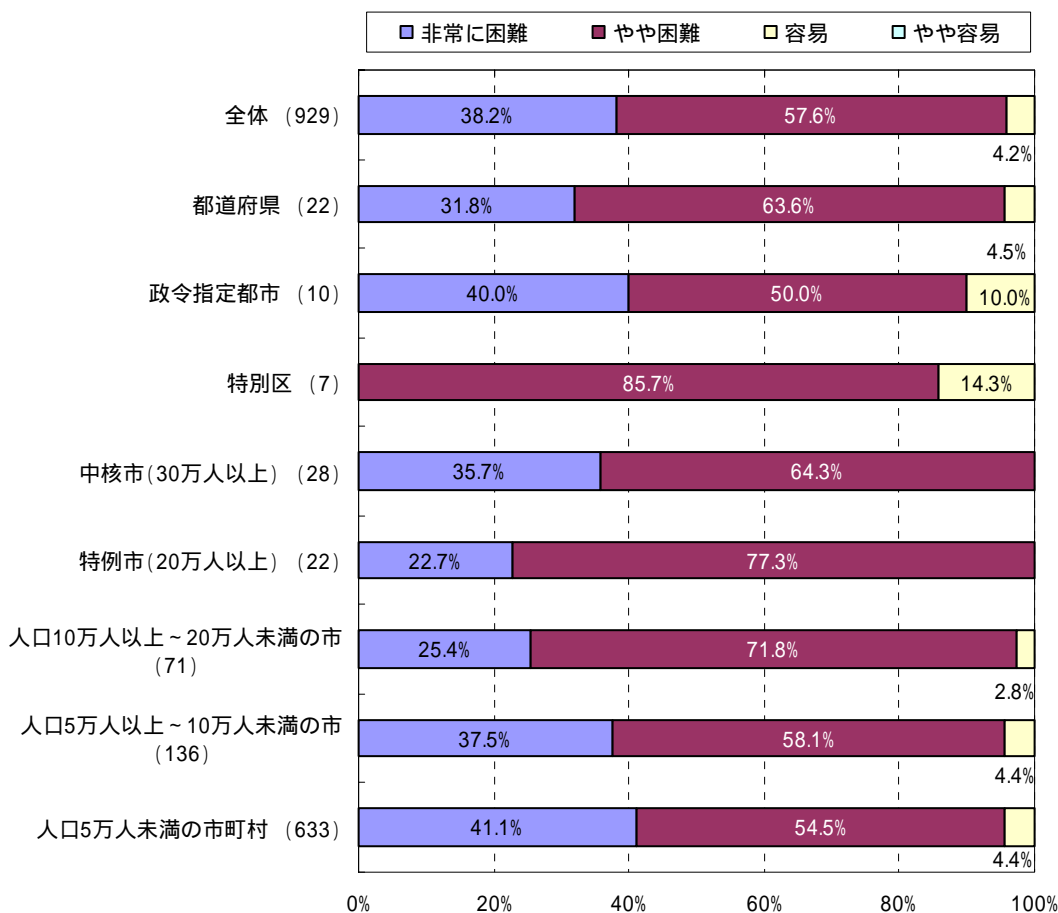


図表 6 団体規模別に見た義務教育の教職員の給与財源の負担方法

- 全体では「国と地方が半額ずつ (51.4%)」、「国が全額 (42.8%)」が多く挙げられている。
- その他の回答としては、都道府県では「現行制度のまま」、政令指定都市では「市町村が負担だが税財源委譲が条件」という意見が多く、中核市以下の人口規模の市町村では「予算が確保されれば割合は問わない」という意見もあった。
- 団体規模別に見ると、特例市以下の規模の団体では、規模の小さい団体ほど「国が全額」という意見が多くなり、逆に「国と地方が半額ずつ」という意見が少なくなっている。

設問3. 義務教育費国庫負担金以外の教育関連予算(教材費、図書費、施設設備費、就学援助金等)について、あなたの教育委員会における予算の確保状況をお答えください。

1. 非常に困難である 2. やや困難である
3. 容易である 4. 非常に容易である

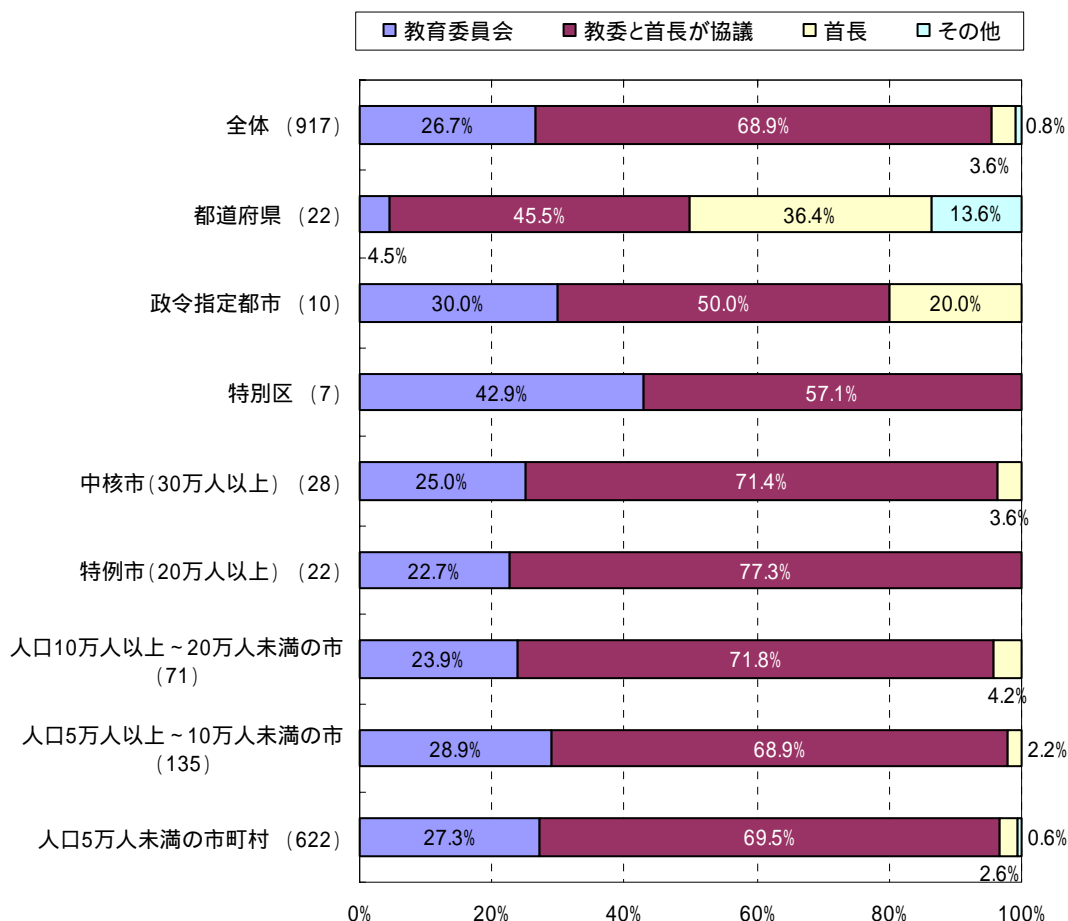


図表 7 団体規模別にみた義務教育費国庫負担金以外の教育関連予算の確保状況

- 全体では「非常に困難 (38.2%)」、「やや困難 (57.6%)」と困難であるという意見が多くを占めている。
- 団体規模別に見ると、中核市以上の規模の団体では、特別区を除き「非常に困難」が4割弱となっている。また、特例市以下の規模の団体では、人口規模が小さい団体ほど「非常に困難」の割合が増え、より困難であると回答している。

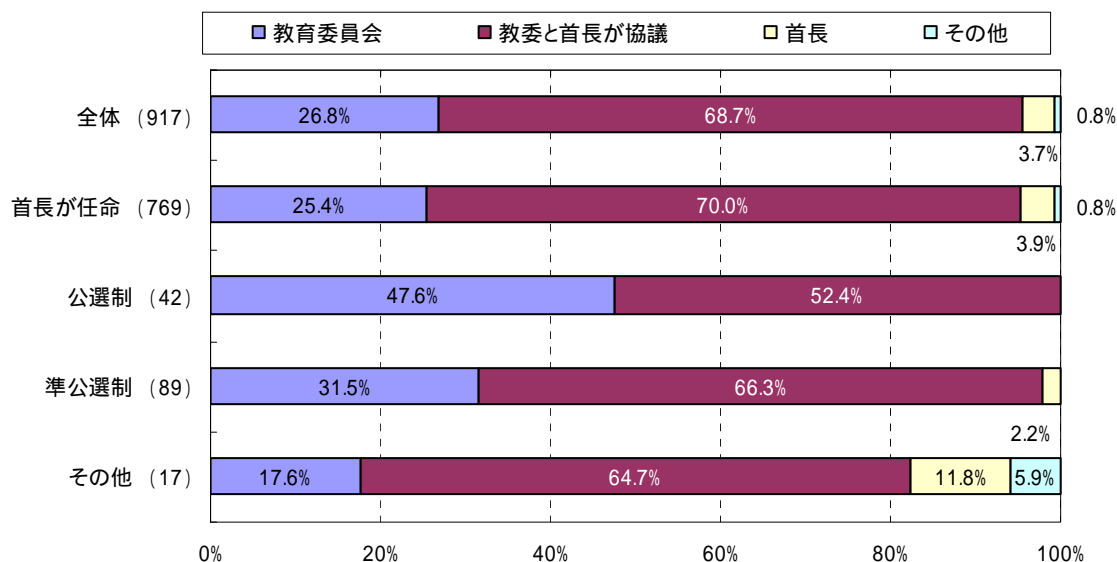
設問4. 各自治体の教育財政における教育委員会と首長との望ましい権限・役割分担のあり方について、あなたご自身の考え方にもっとも近いものを一つ選んで番号に をつけてください。

1. 教育関係予算の編成権を教育委員会が持つべきである
2. 教育関係予算の編成について教育委員会と首長が協議する方式にすべきである
3. 教育関係予算の編成権を首長が持つべきである
4. その他



図表 8 団体規模別にみた教育関係予算編成権の権限

- 全体では「教育委員会と首長が協議する方式(68.9%)」が最も多く挙げられており、次いで「教育委員会が編成権を持つ(26.7%)」となっている。
- 団体規模別に見ると、都道府県を除いて傾向は変わらず、「教育委員会が編成権を持つ」が2割～3割、「教育委員会が編成権を持つ」が7割程度となっている。

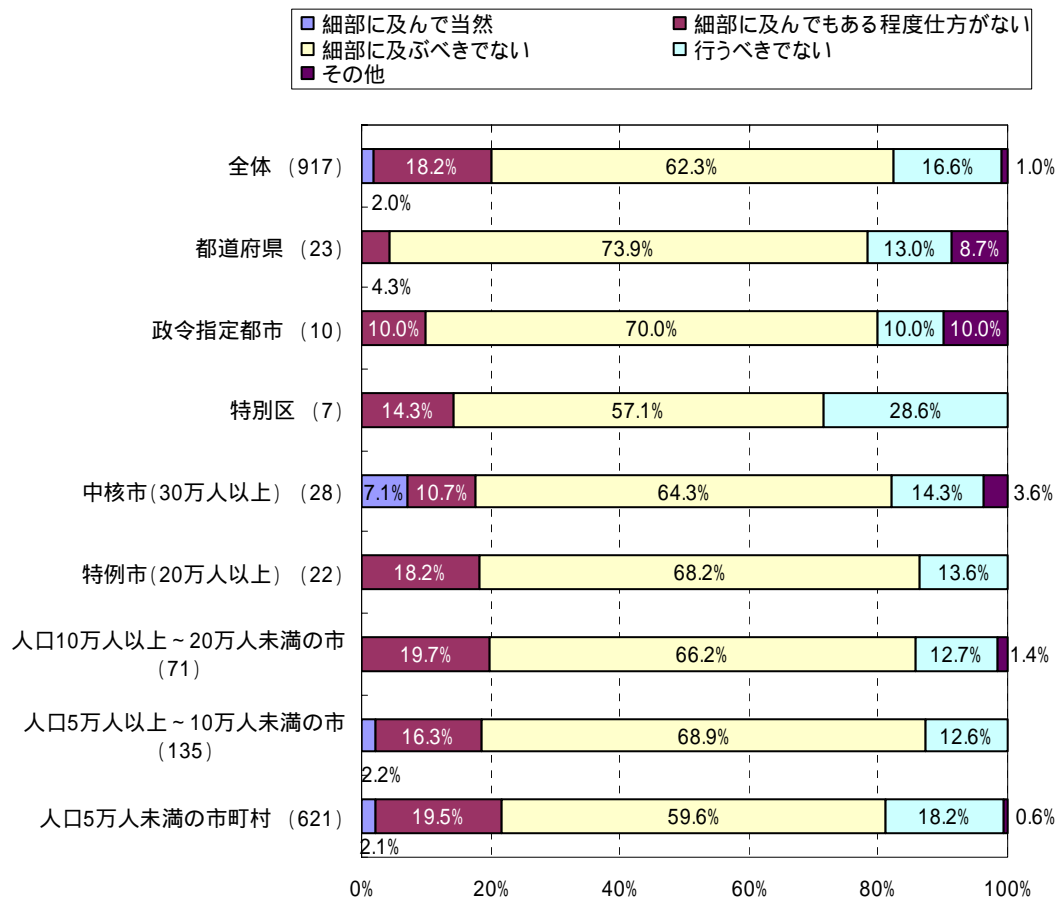


図表 9 教育委員の選任方法別にみた教育関係予算編成権の権限

- 教育委員の選任方法別にみると、「公選制」が望ましいと答えている教育委員会では、教育財政編成権を「教育委員会(47.6%)」が持つべきという回答が多いのに対し、「首長が任命」する方式が望ましいとしている教育委員会では「教育委員会と首長が協議(70.0%)」すべきという回答が最も多く、「教育委員会」が持つべきという回答は25.4%に留まっている。

設問5. 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正で、教育委員会の法令違反や怠りによって生徒等の教育を受ける権利が明白に侵害されている場合等に限り、教育委員会に対して国(文部科学大臣)が是正改善の「指示」や「是正の要求」を行なうことになっています。国による是正改善の「指示」や「是正の要求」のあり方について、あなたご自身の考え方にもっとも近いものを一つ選んで番号に をつけてください。

1. 「指示」や「是正の要求」が状況によって教育内容などの細部にまで及ぶことがあっても当然である
2. 「指示」や「是正の要求」が状況によって教育内容などの細部まで及ぶのは、ある程度仕方がない
3. 「指示」や「是正の要求」は限定的に行うべきであり、教育内容などの細部まで及ぶべきではない
4. 「指示」や「是正の要求」は地方分権の趣旨に反するので、行うべきでない
5. その他

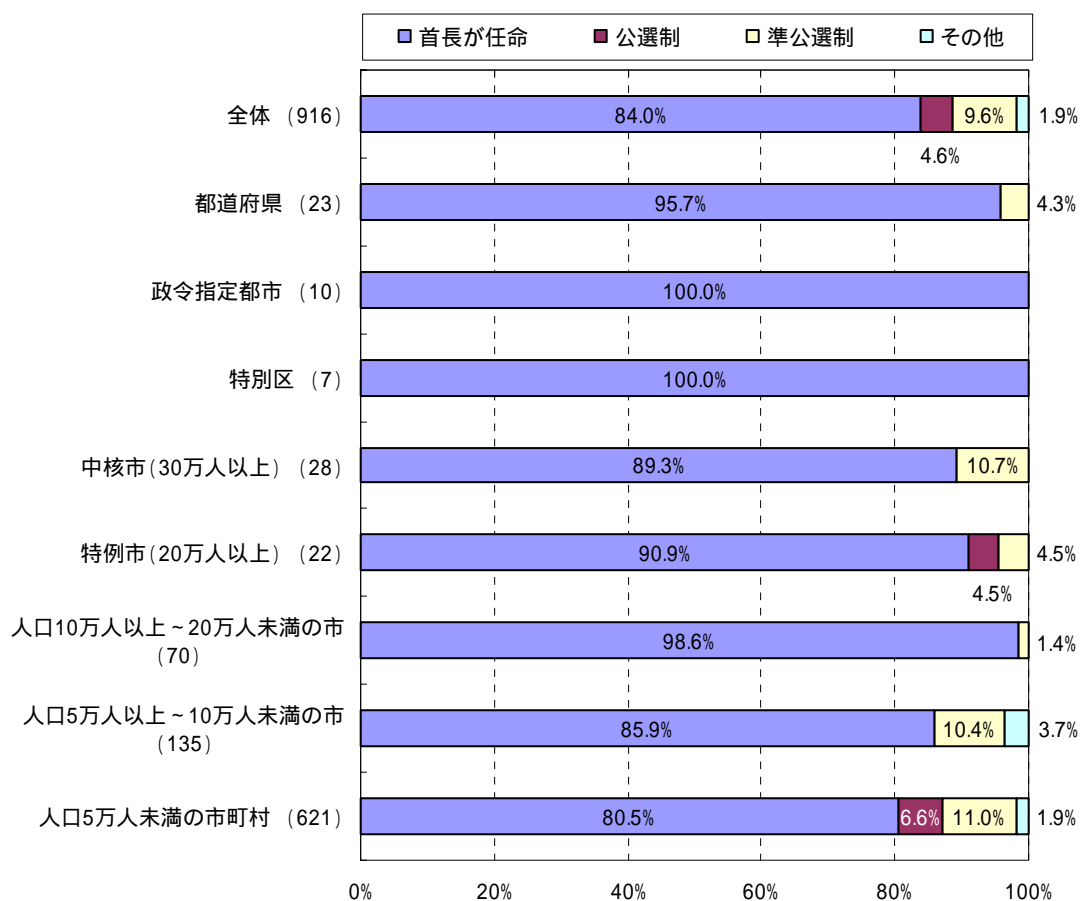


図表 10 団体規模別にみた国による「指示」や「是正の要求」の是非

- 全体では指示や是正の要求が「細部まで及ぶべきではない(62.3%)」が最も多く、「行うべきではない(16.6%)」と合わせて8割弱となり、国による関与には否定的な意見が多数を占める。
- その他の回答では、「緊急性があるものに限る」、「明らかに法律違反の時」という意見が見られた。

設問6. 現在、各自治体における教育委員の選任は、首長が議会の同意を得て任命する方式が取られています。こうした教育委員の選任方法について、あなたご自身の考え方にもっとも近いものを一つ選んで番号をつけてください。

1. 首長が議会の同意を得て任命する方式が望ましい
2. 公選制にする方式が望ましい
3. 準公選制にする方式が望ましい
4. その他



図表 11 団体規模別にみた教育委員の選任方法

- 全体では「首長が任命 (84.0%)」が最も多くなっている。
- 団体規模別に見ると、人口 10 万人未満の団体では、「準公選制」や「公選制」という意見が 1 割ほど見られる。

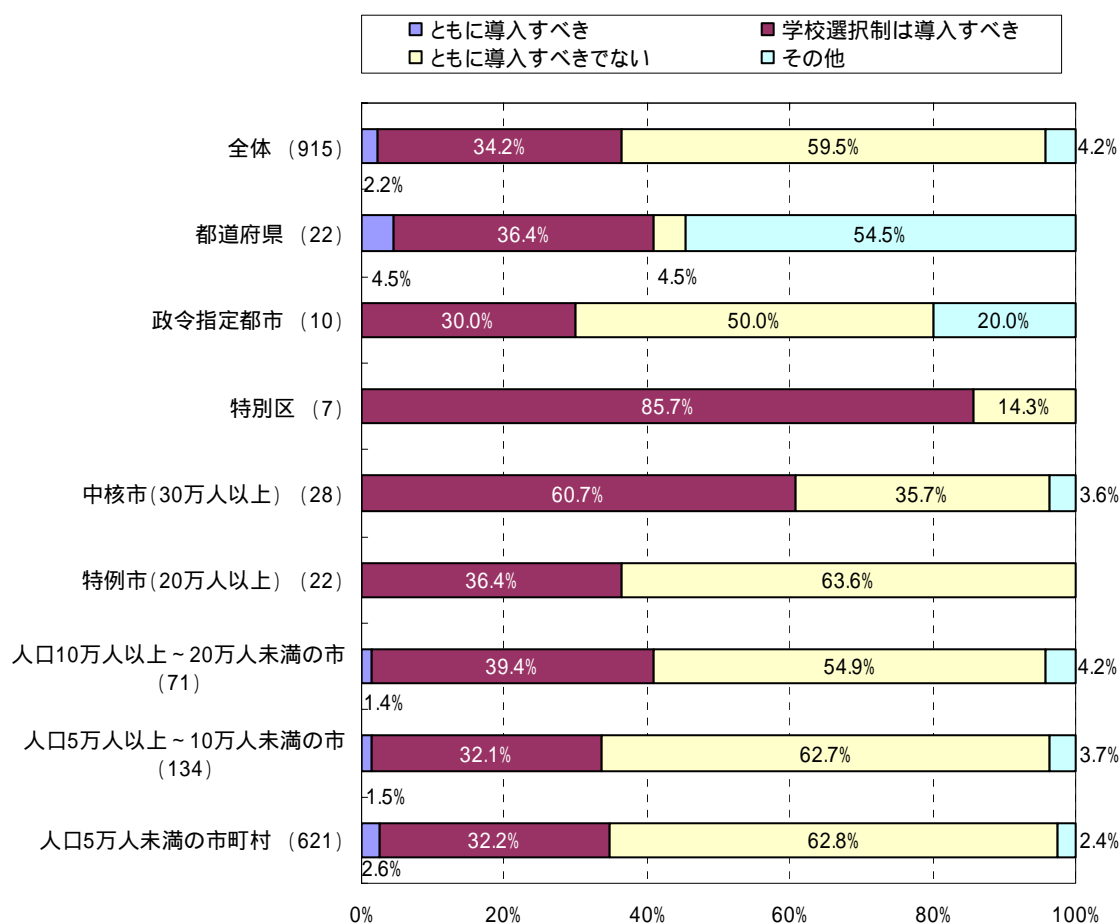
設問7. 今日、わが国の公立学校に対し、現行の学校に対する補助金・交付金に代えて、児童生徒数に応じて予算(補助金)を配分する「バウチャー制度」の導入を主張する意見が教育再生会議等にあります。こうした「バウチャー制度」は、保護者が子どもを通わせる学校を自由に選べる「学校選択制度」の導入が前提となっていると考えられます。「学校選択制度」を前提とした「バウチャー制度」の導入について、あなたご自身の考え方にもっとも近いものを一つ選んで番号に をつけてください。

1. 学校選択制・バウチャー制度ともに導入すべきである
2. 学校選択制は導入すべきだが、バウチャー制度は導入すべきでない
3. 学校選択制・バウチャー制度ともに導入すべきでない
4. その他

上記質問で「2」と回答した方のみにお聞きます。

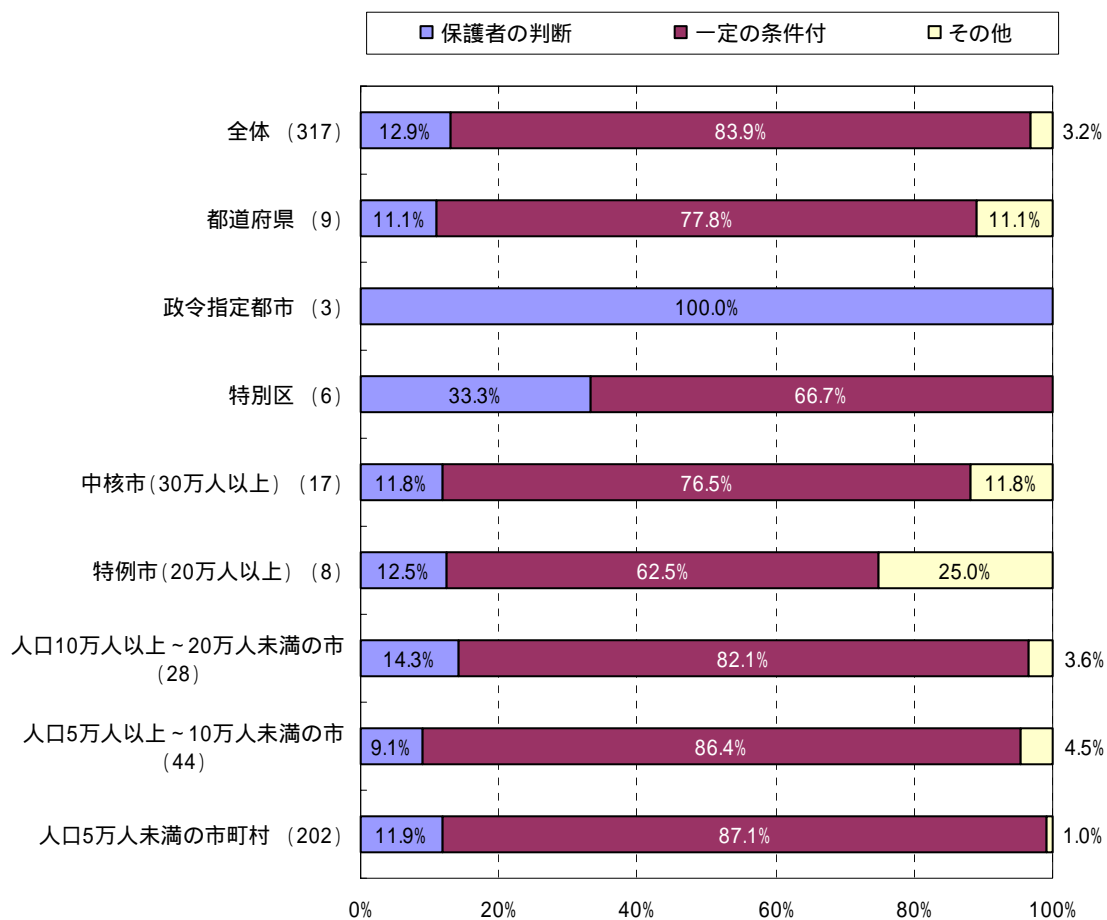
どのような場合に学校選択を認めるべきか、あなたご自身の考え方にもっとも近いものを一つ選んで番号に をつけてください。

1. 条件をつけずに、保護者の判断で選択できる
2. 一定の条件付きで選択できる(希望する部活動がない、いじめにあっている等)
3. その他



図表 12 団体規模別にみた学校選択制・バウチャー制度の導入の是非

- 全体では「ともに導入すべきでない(59.5%)」が最も多く、次いで「学校選択制は導入すべき(34.2%)」が多く挙げられている。
- 都道府県のその他の回答としては、「市町村が考えること」、「現在研究中」という意見が見られた。
- 団体規模別に見ると、特別区、中核市では「学校選択制は導入すべき」が6割以上と比較的多く挙げられているが、規模が小さくなるにつれて、「学校選択制は導入すべき」という意見が少なくなっている。

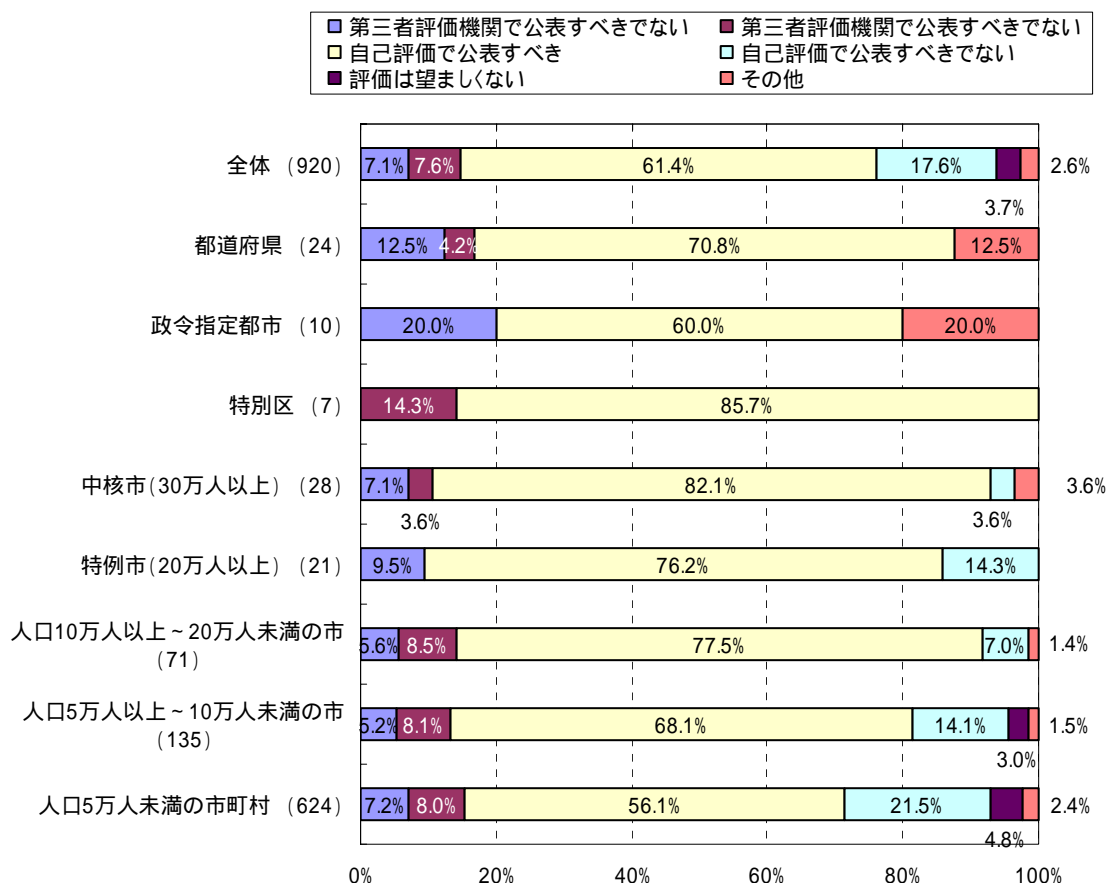


図表 13 団体規模別にみた学校選択制を認めるケース

- 全体では「一定の条件付 (83.9%)」が最も多く挙げられている。
- その他の回答としては、「隣接校のみ」という意見が見られた。
- 団体規模別に見ると、人口20万人未満の規模の団体において「一定の条件付」が8割以上となっている。

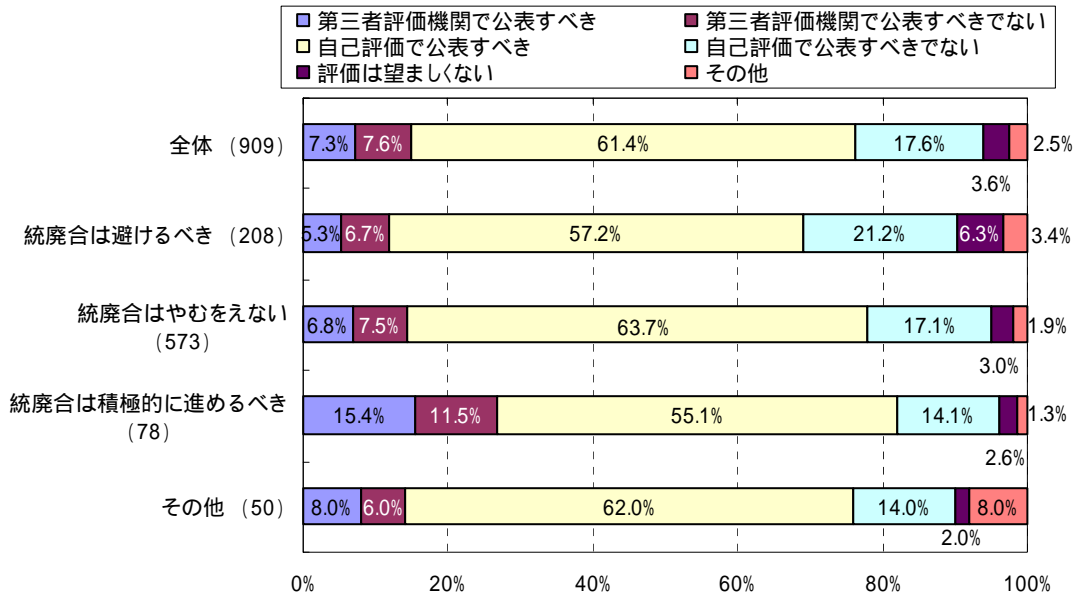
設問8. 今日、わが国の公立学校について、国や独立法人等の第三者評価機関による学校評価を実施するとともにその評価結果を公表すべきだという意見があります。学校の評価ならびに結果の公表のあり方について、あなたご自身の考え方にもっとも近いものを一つ選んで番号に をつけてください。

1. 第三者評価機関による評価を行い、結果を公表すべきである
2. 第三者評価機関による評価を行うべきだが、結果を公表すべきではない
3. 現在行われているような学校自己評価・外部評価を行い、結果を公表すべきである
4. 現在行われているような学校自己評価・外部評価を行うべきだが、結果を公表すべきではない
5. 義務教育における学校評価はどのような形であれ望ましくない
6. その他



図表 14 団体規模別にみた公立学校の学校評価方法

- 全体では「現在行われているような学校自己評価・外部評価を行い、結果を公表すべきである (61.4%)」が最も多い。
- 「どのような形であれ評価は望ましくない」は 3.7%となっており、何らかの評価は必要であるという意見が大多数を占める。
- 「第三者機関で評価を行い、結果を公表する」、「第三者機関で評価を行い、結果を公表すべきでない」をあわせると 14.7%であり、第三者機関での評価を望む意見は少なかった。
- その他の回答としては、「議論が必要」、「結果の公表は学校に任せるべき」といった意見が見られた。
- 団体規模別に見ると、人口 20 万人未満の団体では、規模の小さい団体ほど「自己評価 / 外部評価で評価を行い、結果を公表すべきではない」の割合が高くなっている。

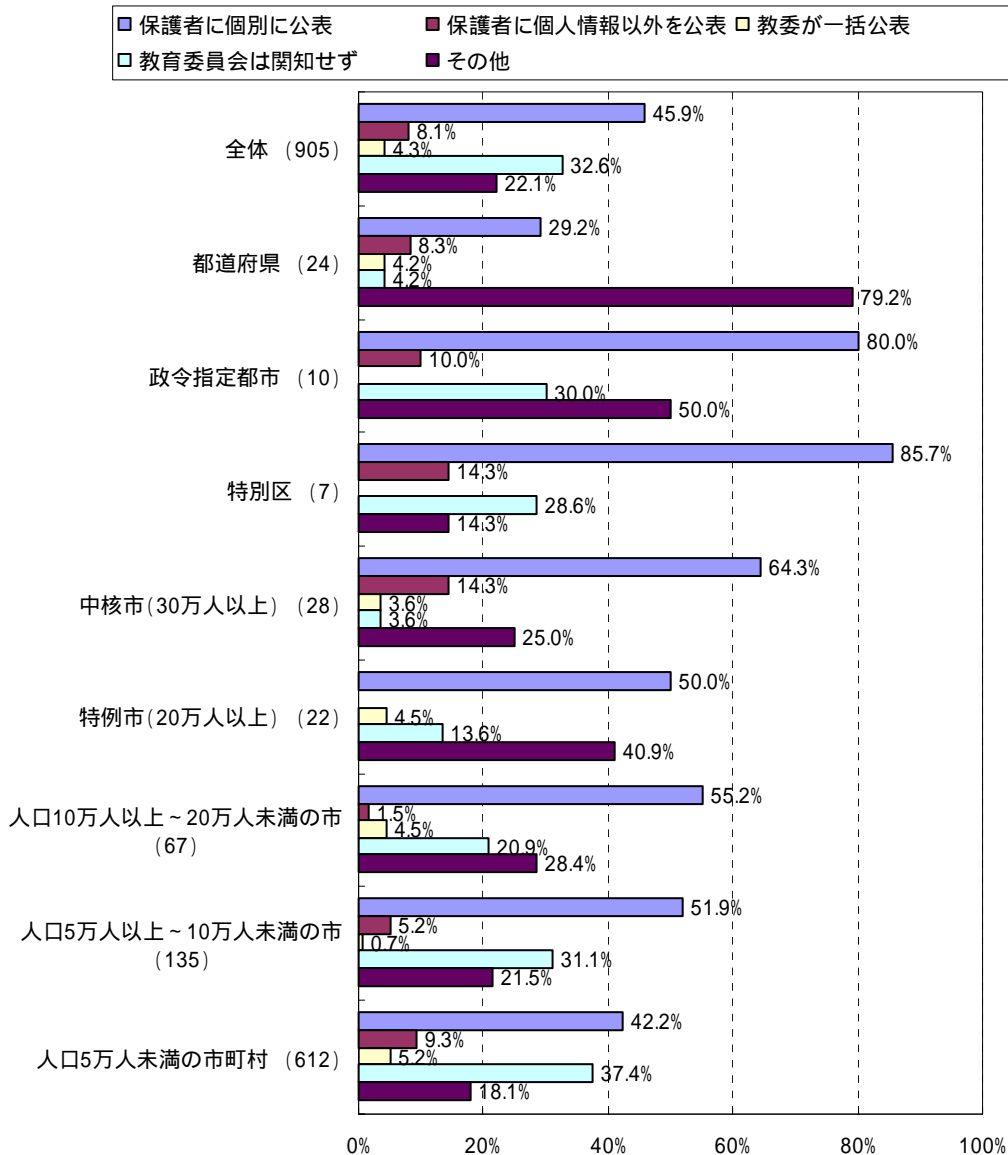


図表 15 公立学校の統廃合に対する考え方別にみた公立学校の学校評価方法

- 公立学校の統廃合に対する考え方別にみると、「統廃合は避けるべき」としている団体では、第三者評価機関の評価を肯定している（第三者評価機関で評価し結果を公表＋第三者評価機関で評価し結果は非公表）回答が 12.0%と相対的に低く、「評価は望ましくない」という回答が 6.3%と相対的に高い。
- 一方、「統廃合は積極的に進めるべき」としている団体では、第三者評価機関の評価を肯定している（第三者評価機関で評価し結果を公表＋第三者評価機関で評価し結果は非公表）回答が 26.9%と相対的に高く、「評価は望ましくない」とする回答割合は 2.6%と低くなっている。

設問9. 各教育委員会が実施している統一学力テスト(学力診断テスト等)の結果について、学校毎に結果を公表すべきという声もあります。統一学力テストの結果の公表について、あなたの教育委員会ではどのように対応されていますか。あてはまるものを全て選んで番号に をつけてください。

1. すべての学校が保護者に対し、当人の子どもの結果を個別に知らせるようにしている
2. すべての学校が保護者に対し、個人情報を除く学校別平均点等の結果を公表するようにしている
3. 教育委員会が各学校の結果を一括して公表している
4. 学力テストの公表については各学校の裁量に委ねており、教育委員会は関知していない
5. その他

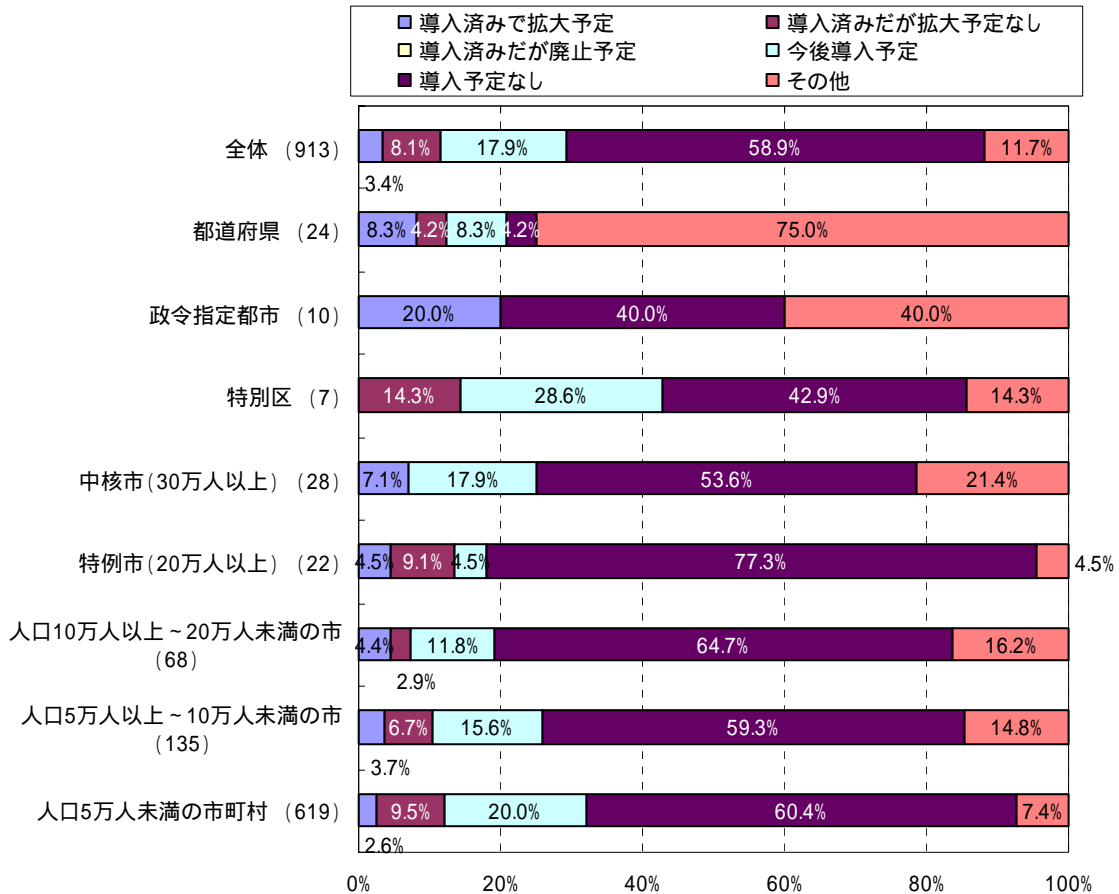


図表 16 団体規模別にみた学力テストの結果の公表方法

- 全体では「保護者に対し、当人の子供の結果を個別に公表(45.9%)」が最も多く、次いで「各学校の裁量に委ね、教育委員会は関知していない(32.6%)」が多く挙げられている。
- その他の意見として、都道府県では「テストを実施していない」という意見が多い。またその他、「学校単位では公表していない」という意見もいくつか見られた。
- 団体規模別に見ると、都道府県を除き規模が小さい団体ほど「保護者に対し当人の子供の結果を個別に公表」の割合が低い。逆に、中核都市より小さな団体では「教育委員会は関知していない」の割合が高くなっている。

設問10. 平成 16 年から、新しい公立学校運営の仕組みとして「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」が制度化されました。この制度は保護者や地域住民の意見を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指すものといわれています。こうしたコミュニティ・スクールについて、あなたご自身の考え方にもっとも近いものを一つ選んで番号にをつけてください。

1. 導入済みだが今後さらに拡大する予定である
2. 導入済みだが今後拡大予定はない
3. 導入済みだが今後廃止を予定している
4. 今後導入する予定である
5. 導入予定はない
6. その他

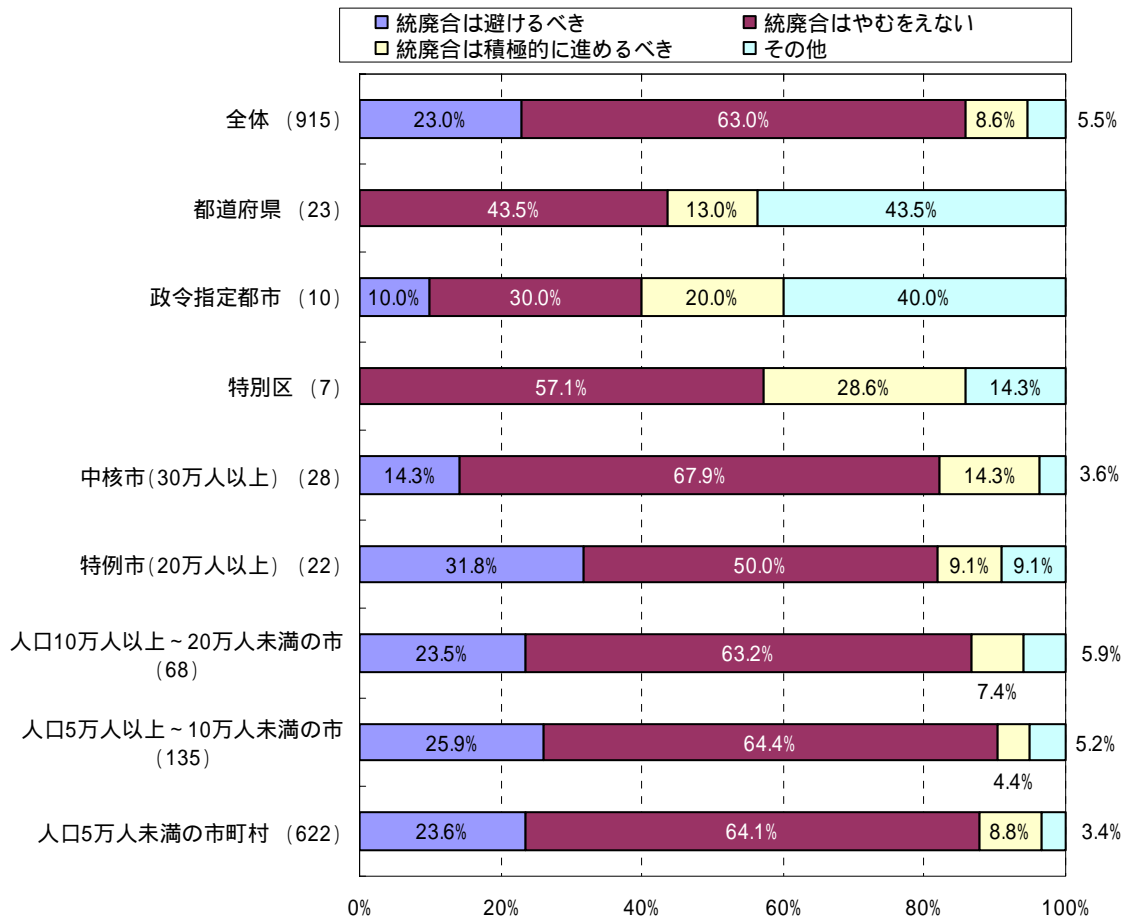


図表 17 団体規模別に見たコミュニティスクールの導入状況

- 全体では「導入済みで拡大予定 (3.4%)」、「導入済みだが拡大予定なし (8.1%)」となっており、導入済みが全体の 11.5%と少なく、あまり導入が進んでいない。
- ちなみに、「導入済みだが今後廃止を予定している」という回答はなかった。
- その他の回答として、全体では「現在検討中/今後検討する予定」という意見が多く、都道府県では「市町村の意見を尊重する」という意見が多く見られた。
- 団体規模別に見ると、人口 20 万人未満の団体では、規模の小さい団体ほど、「導入済み」、あるいは「今後導入予定」が多くなっている。

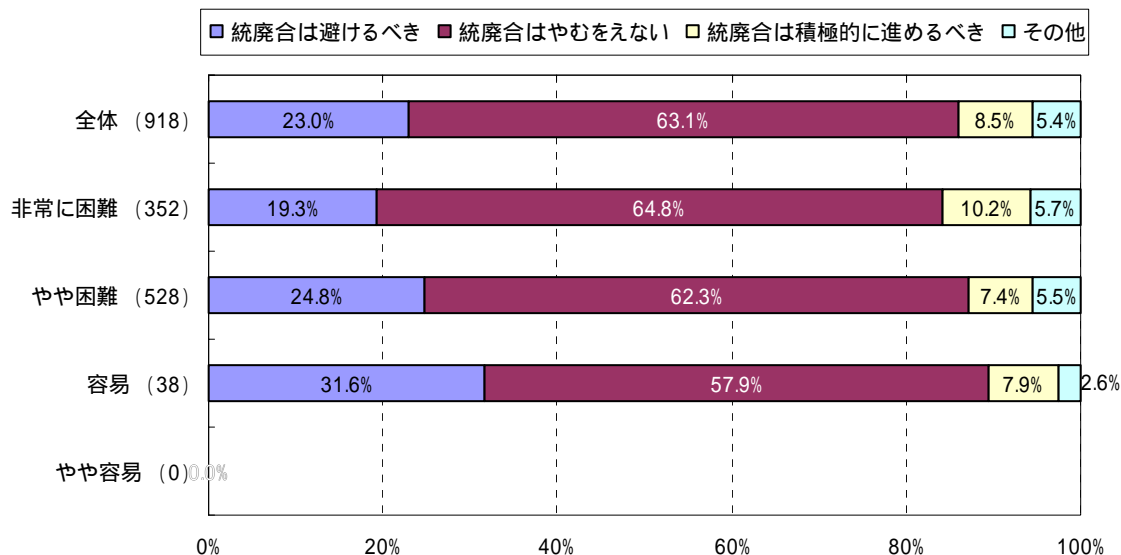
設問11. 公立学校の地域コミュニティ拠点としての役割を指摘する声もありますが、こうした地域における公立学校の役割と公立学校の統廃合の考え方について、あなたご自身の考え方にもっとも近いもの一つを選んで番号をつけてください。

1. 公立学校は地域コミュニティの拠点であり、統廃合は地域の衰退に繋がるので極力避けるべきである
2. 公立学校は地域コミュニティの拠点だが、統廃合は少子化や財政の問題もあり、やむをえない
3. 学校の適正規模を維持するため、統廃合は積極的に進めるべきである
4. その他



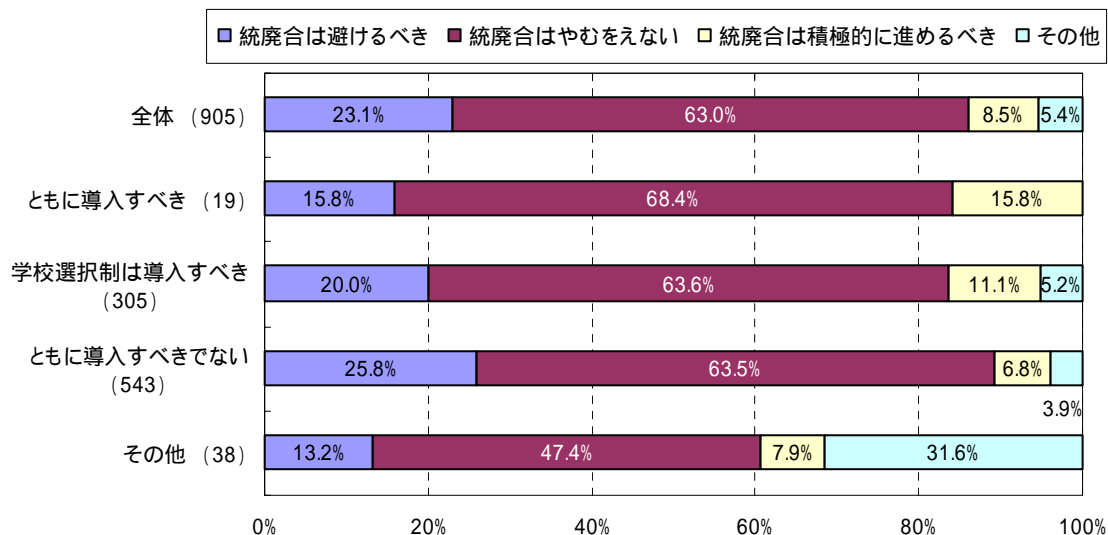
図表 18 団体規模別にみた公立学校の統廃合の是非

- 全体では「統廃合は積極的に進めるべき(8.6%)」という回答は少ないが、財政難などの理由からか「統廃合はやむをえない(63.0%)」という意見は多い。
- その他の回答として、都道府県では「市町村が検討すべきこと」という意見が多い。
- 政令指定都市、特別区では、「積極的に統廃合すべき」という意見が多くなっている。



図表 19 国庫負担金以外の予算確保状況別にみた公立学校の統廃合の是非

- 国庫負担金以外の予算確保状況別にみると、国庫負担金以外の予算確保が困難な教育委員会ほど、「統廃合はやむをえない（64.8%）」という回答が多い。
- 一方、予算確保が容易な教育委員会では、「統廃合はやむをえない（57.9%）」という回答は少なく、「統廃合は避けるべき（31.6%）」という回答が多い。

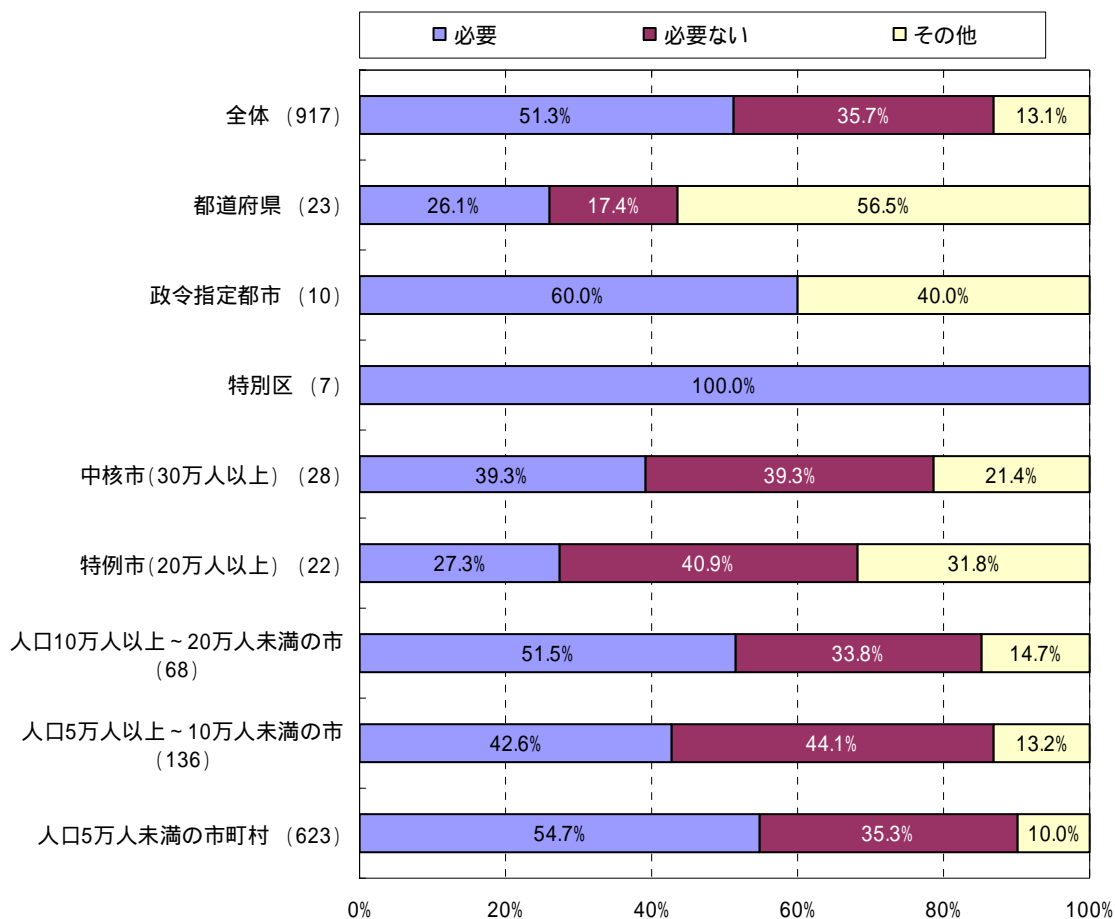


図表 20 教育委員会の学校選択制・パウチャーの導入に対する考え方別にみた公立学校の統廃合の是非

- 教育委員会の学校選択制・パウチャーの導入に対する考え方別にみると、競争原理に対する抵抗感が少ない（「ともに導入すべき」と回答している）と考えられる教員委員会では、公立学校の統廃合について「やむをえない（68.4%）」という回答が多くなっている。
- 一方、学校選択制・パウチャーを「ともに導入すべきでない」と回答している教育委員会では「統廃合は避けるべき（25.8%）」という回答が相対的に多くなっている。

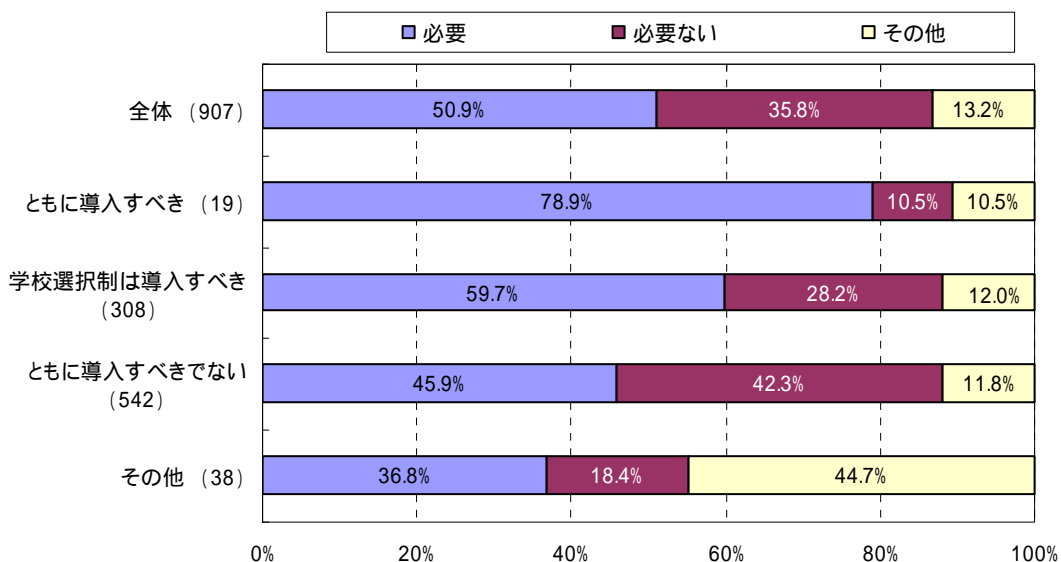
設問12. 「教員免許法」の改正で、平成21年度から教員免許の有効期間(10年)が定められ、更新制が導入されることになっています。こうした教員免許更新制の導入について、あなたご自身の考え方にもっとも近いものを一つ選んで番号に をつけてください。

1. 教員免許更新制は必要である 2. 教員免許更新制は必要ではない 3. その他



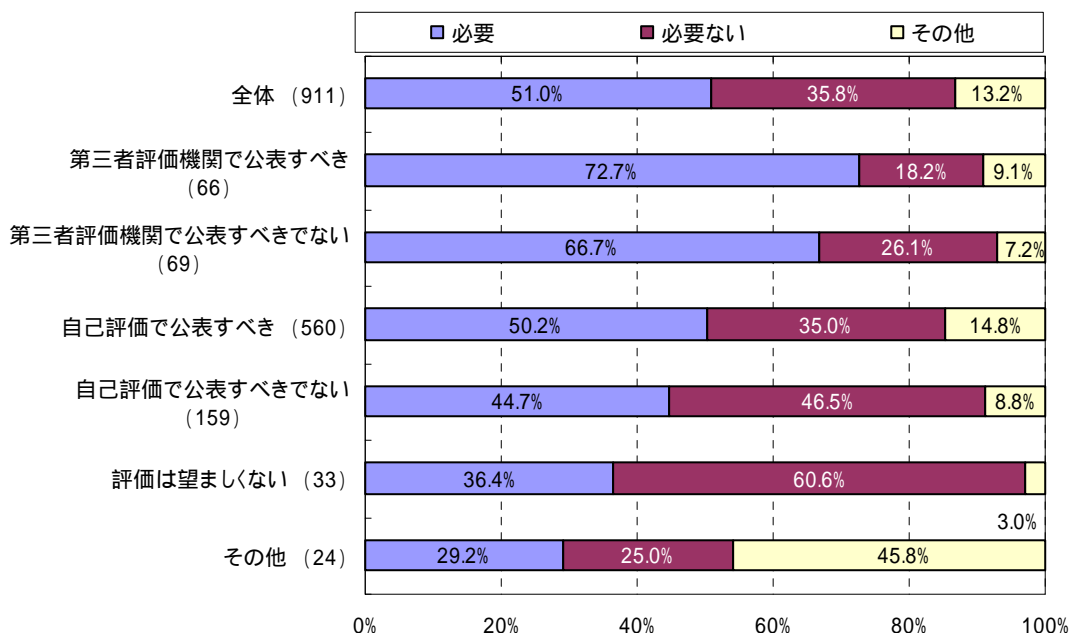
図表 21 団体規模別にみた教員免許更新制の是非

- 全体では「必要である(51.3%)」と半数が必要と回答している。
- その他の回答として、都道府県や政令市では「具体的な制度設計をどうするかが重要」という意見が多く見られた。



図表 22 教育委員会の学校選択制・パウチャーの導入に対する考え方別にみた教員免許更新制の是非

- 教育委員会の学校選択制・パウチャーの導入に対する考え方別にみると、競争原理に対する抵抗感が少ない（「ともに導入すべき」と回答している）と考えられる教員委員会では、教員免許更新制について「必要である（78.9%）」という回答が最も多くなっている。
- 一方、学校選択制・パウチャーを「ともに導入すべきでない」と回答している教育委員会では「必要ではない（42.3%）」という回答が相対的に多くなっている。



図表 23 教育委員会の学校評価に対する考え方別にみた教員免許更新制の是非

- 教育委員会の学校評価に対する考え方別にみると、第三者評価機関の評価を肯定している（第三者評価機関で評価し結果を公表 + 第三者評価機関で評価し結果は非公表）教員委員会では、教員免許更新制を「必要」とする回答割合が相対的に高くなっている。
- 一方、「評価は望ましくない」としている教育委員会では、教員免許更新制を「必要」とする回答は36.4%と相対的に低くなっている。

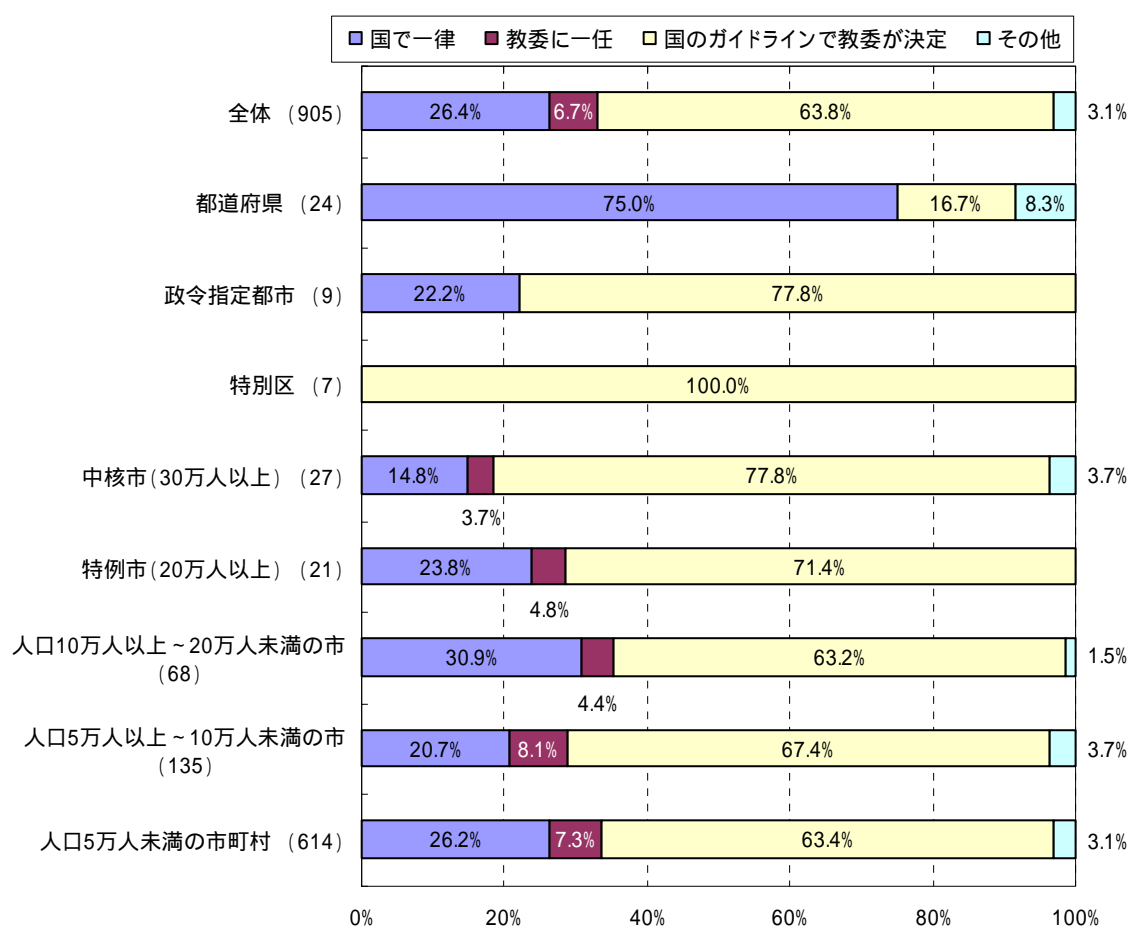
設問13. 教員免許更新制に関して、免許状更新講習の内容、免許状更新の修了認定の基準を決めるのは誰が望ましいと思われますか。あなたご自身の考え方にもっとも近いもの一つを選んで番号に をつけてください。

(1) 免許状更新講習の内容について

1. 国で一律に定めることが望ましい
2. 各教育委員会に一任することが望ましい
3. 国が概括的なガイドラインを示し、それに基づき各教育委員会が定めることが望ましい
4. その他

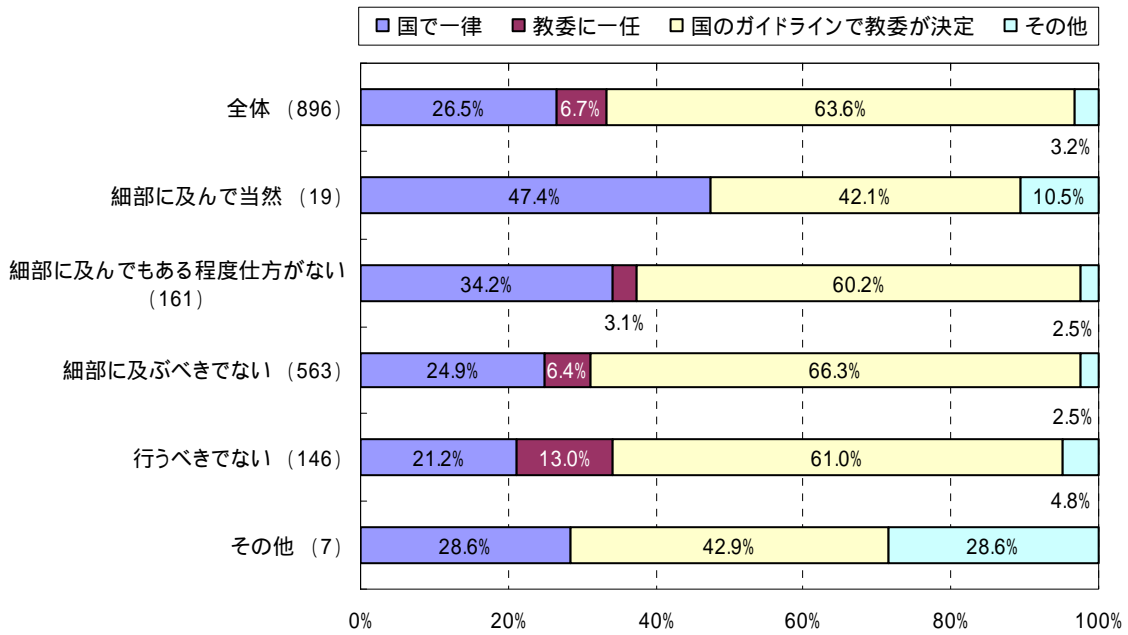
(2) 免許状更新の修了認定の基準について

1. 国で一律に定めることが望ましい
2. 各教育委員会に一任することが望ましい
3. 国が概括的なガイドラインを示し、それに基づき各教育委員会が定めることが望ましい
4. その他



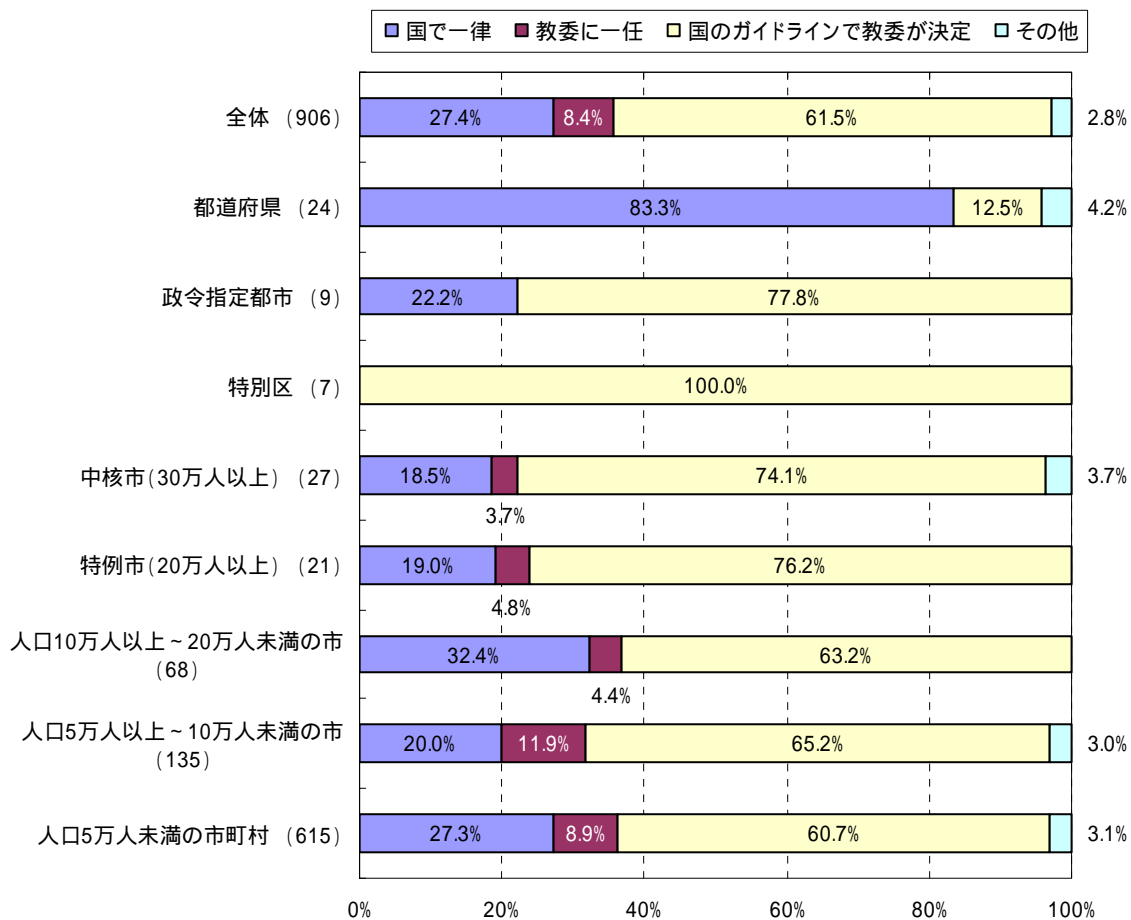
図表 24 団体規模別にみた免許状更新講習の内容決定権

- 免許状更新講習について、「国がガイドラインを示し、教育委員会で定める (63.8%)」が最も多く挙げられている。
- また、都市規模別に見ても、人口30万人以下の団体では同じ傾向である。



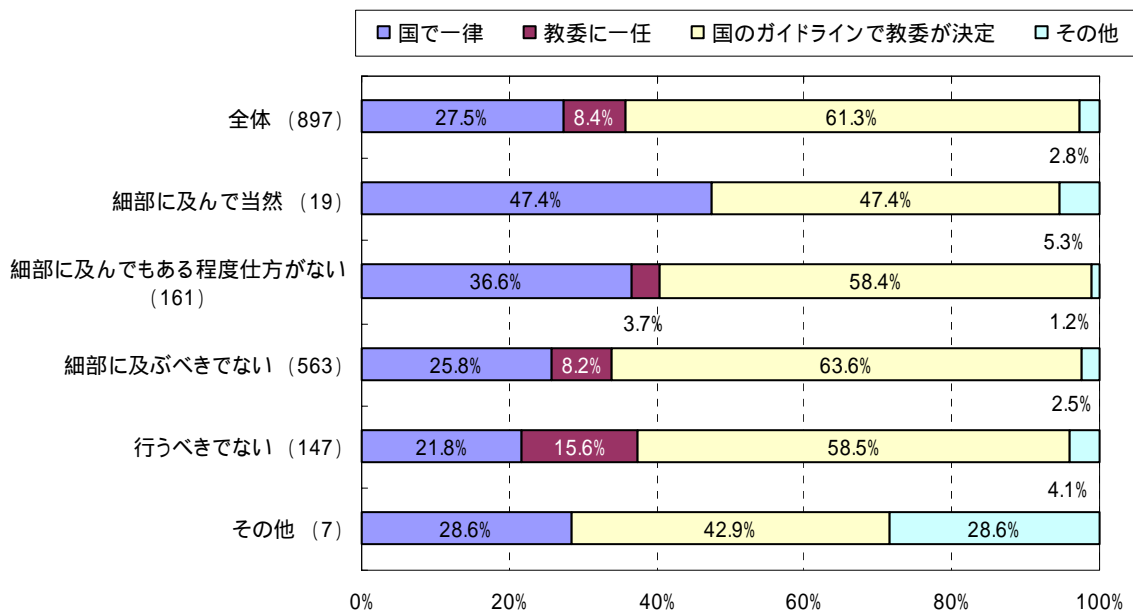
図表 25 国の指示や是正要求に対するスタンス別にみた免許状更新講習の内容決定権

- 国の指示や是正要求に対する教育委員会のスタンス別にみると、「細部に及んで当然」、「細部に及んでもある程度仕方ない」と国の関与を肯定する傾向が強いと考えられる教育委員会は「国で一律に定めることが望ましい」という回答が多い。
- 一方、「細部に及ぶべきではない」、「行うべきではない」と国の関与を否定する傾向が強いと考えられる教育委員会ほど、「各教育委員会に一任することが望ましい」という回答が多い。



図表 26 団体規模別にみた免許状更新の修了認定基準決定権

- 全体では「国がガイドラインを示し、教育委員会で定める（61.5%）」が最も多く挙げられている。
- また、都市規模別に見ても、人口30万人以下の団体では同じ傾向である。



図表 27 国の指示や是正要求に対するスタンス別にみた免許状更新の修了認定基準決定権

- 前々頁の「免許状更新講習の内容決定権」と同様に、「細部に及んで当然」、「細部に及んでもある程度仕方がない」と国の関与を肯定する傾向が強いと考えられる教育委員会では「国で一律に定めることが望ましい」という回答多く、「細部に及ぶべきではない」、「行うべきではない」と国の関与を否定する傾向が強いと考えられる教育委員会ほど、「各教育委員会に一任することが望ましい」という回答が多い。

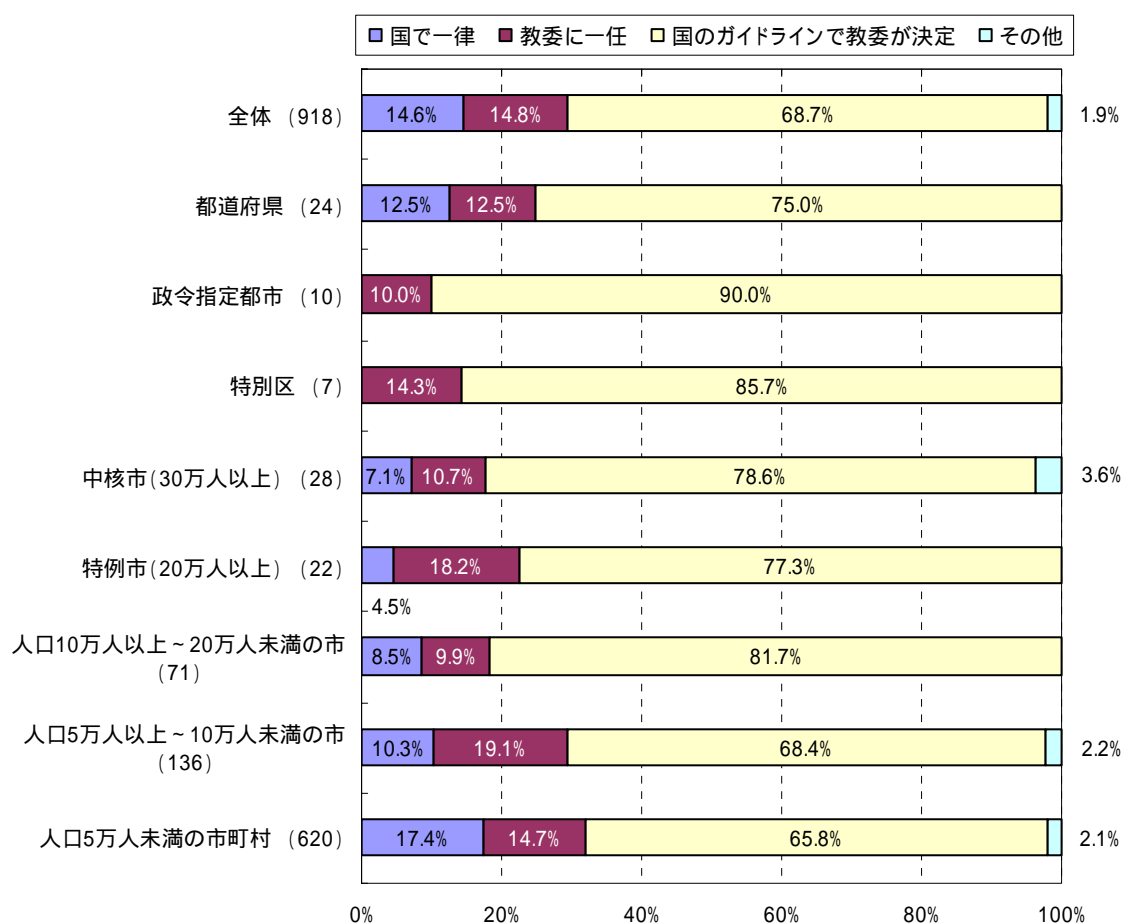
設問14. 「教育公務員特例法」の改正で、平成 20 年度から指導が不適切な教員の人事管理が厳格化されることになっています。指導が不適切な教員に対する研修内容および認定基準を決めるのは誰が望ましいと思われますか。あなたご自身の考え方にもっとも近いものを一つ選んで番号に をつけてください。

(1) 指導が不適切な教員に対する研修内容について

1. 国で一律に定めることが望ましい
2. 各教育委員会に一任することが望ましい
3. 国が概括的なガイドラインを示し、それに基づき各教育委員会が定めることが望ましい
4. その他

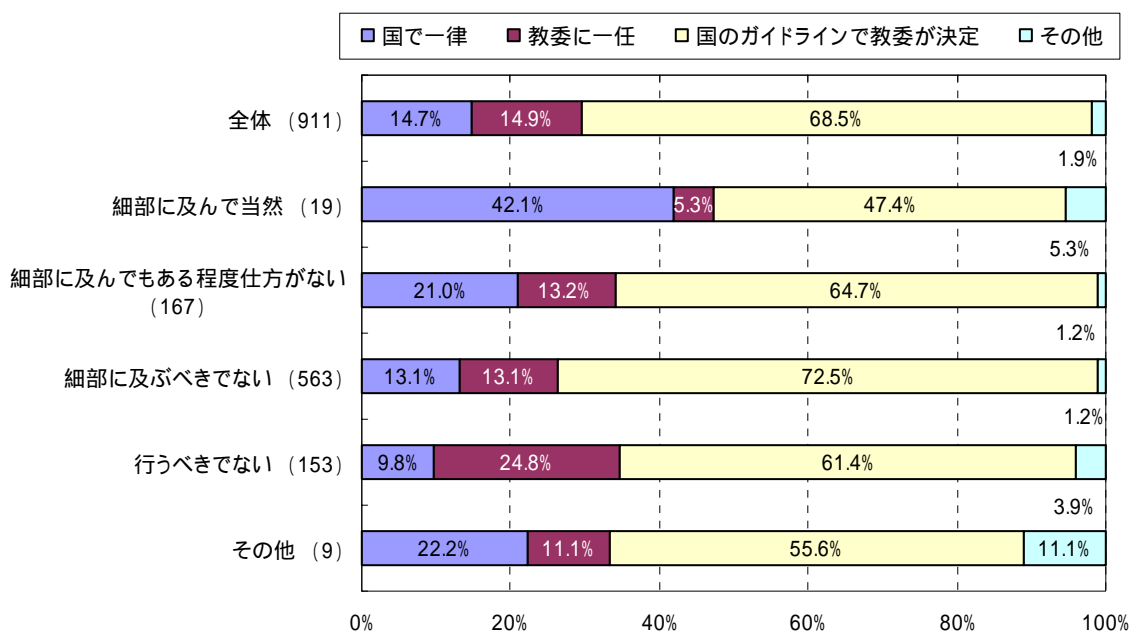
(2) 指導が不適切な教員の認定基準について

1. 国で一律に定めることが望ましい
2. 各教育委員会に一任することが望ましい
3. 国が概括的なガイドラインを示し、それに基づき各教育委員会が定めることが望ましい
4. その他



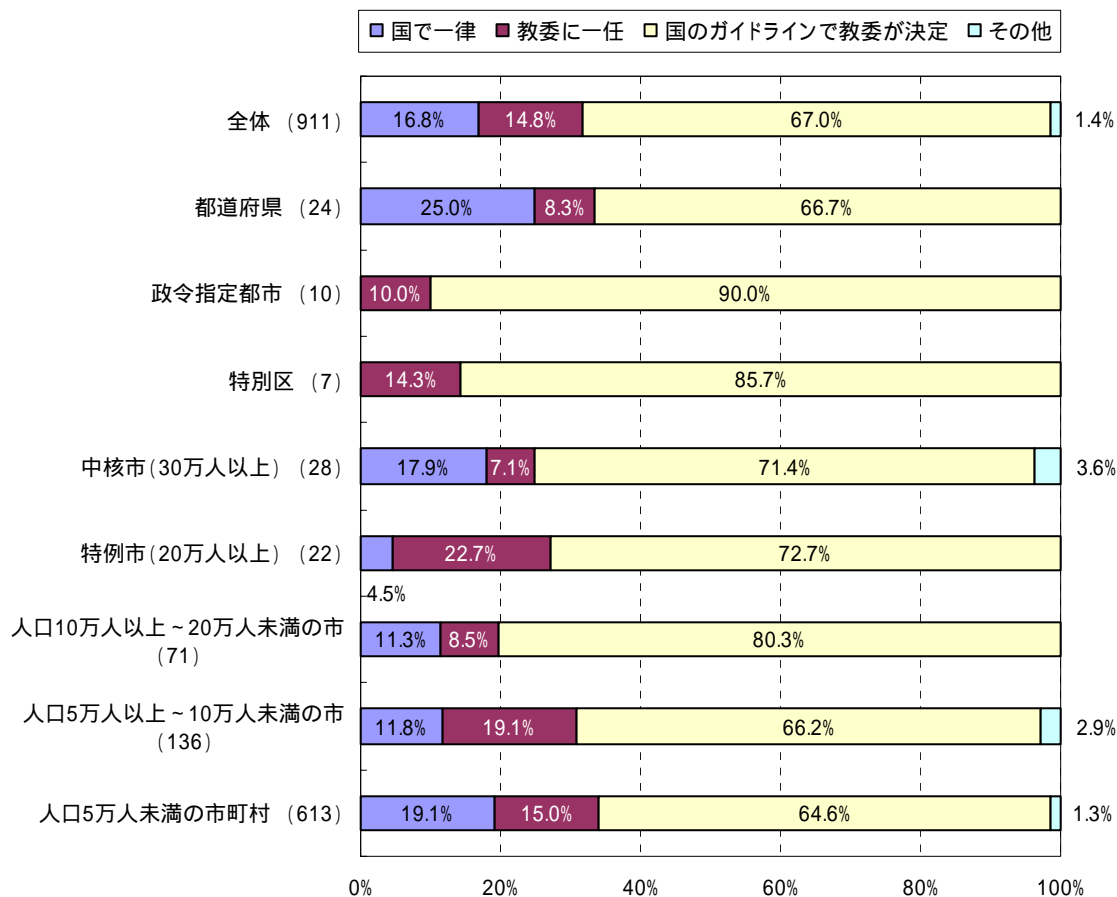
図表 28 団体規模別に見た指導が不適切な教員に対する研修内容の決定権

- 全体では「国がガイドラインを示し、各教育委員会が定める(68.7%)」が最も多く挙げられている。
- 団体規模別に見ると、人口20万人の団体では、人口規模が小さい団体ほど「国が一律に定めることが望ましい」を挙げる割合が高くなっている。



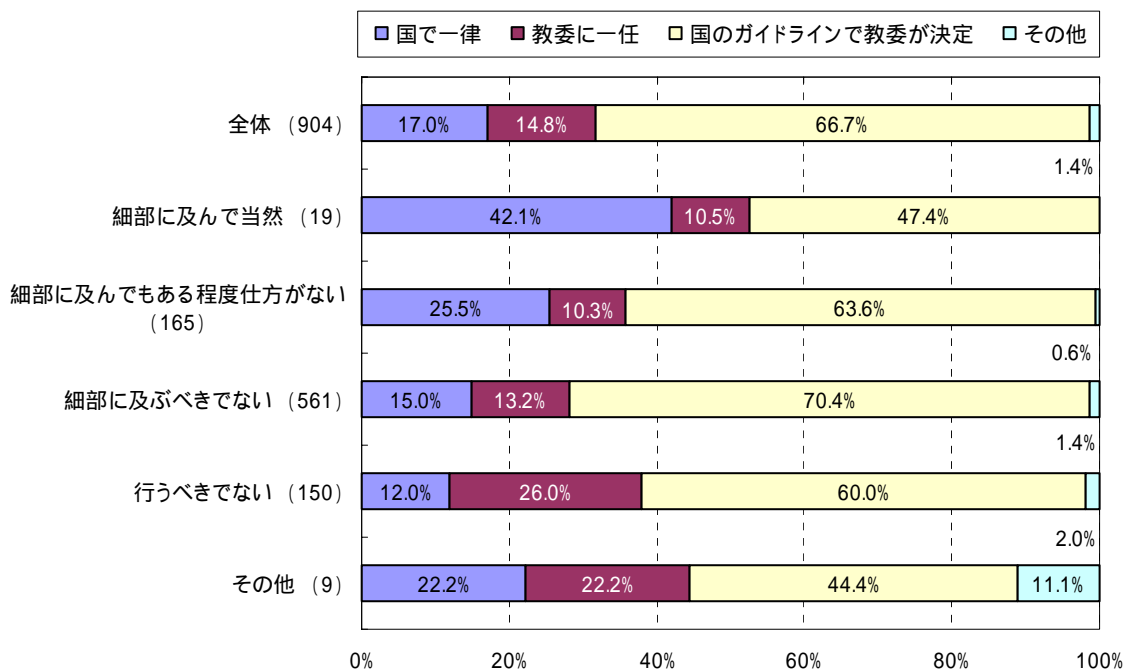
図表 29 国の指示や是正要求に対するスタンス別にみた指導が不適切な教員に対する研修内容の決定権

- 国の指示や是正要求に対する教育委員会のスタンス別にみると、「細部に及んで当然」、「細部に及んでもある程度仕方ない」と国の関与を肯定する傾向が強いと考えられる教育委員会は「国で一律に定めることが望ましい」という回答が多い。
- 一方、「細部に及ぶべきではない」、「行うべきではない」と国の関与を否定する傾向が強いと考えられる教育委員会ほど、「各教育委員会に一任することが望ましい」という回答が多い。



図表 30 団体規模別にみた指導が不適切な教員の認定基準の決定権

- 全体では「国がガイドラインを示し、各教育委員会が定める(67.0%)」が最も多く挙げられている。
- 団体規模別に見ると、人口20万人の団体では、人口規模が小さい団体ほど「国が一律に定めることが望ましい」を挙げる割合が高くなっている。

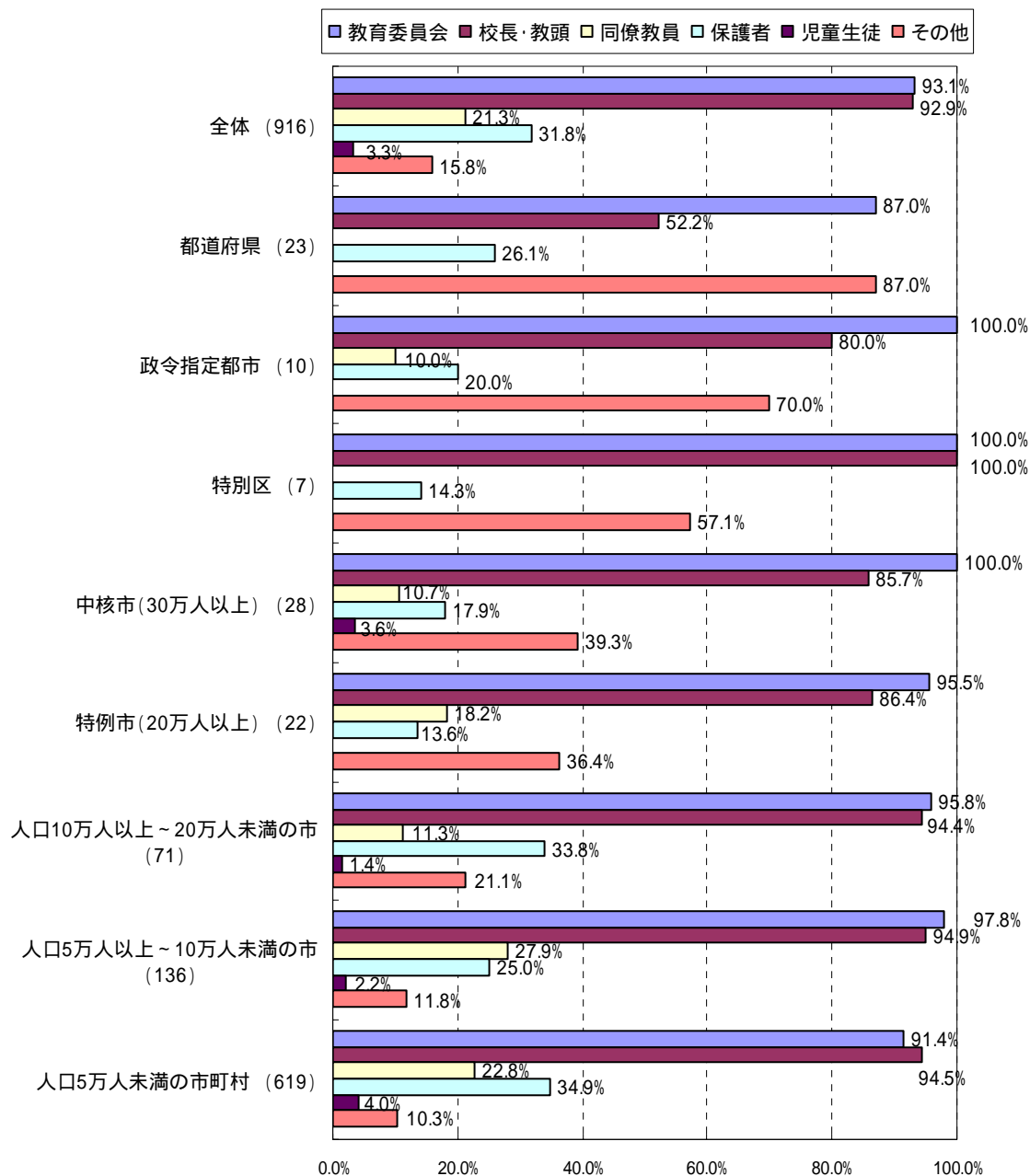


図表 31 国の指示や是正要求に対するスタンス別にみた指導が不適切な教員の認定基準の決定権

- 前々頁の「不適切な教員に対する研修内容の決定権」と同様に、「細部に及んで当然」、「細部に及んでもある程度仕方ない」と国の関与を肯定する傾向が強いと考えられる教育委員会では「国で一律に定めることが望ましい」という回答多く、「細部に及ぶべきではない」、「行うべきではない」と国の関与を否定する傾向が強いと考えられる教育委員会ほど、「各教育委員会に一任することが望ましい」という回答が多い。

設問15. 「指導が不適切な教員」の認定について、どのような人が認定に関わるべきと思われますか。あなたご自身の考え方にあてはまるものを選んで番号に をつけてください(3つまで)。

- | | | |
|-------------|----------|----------|
| 1. 教育委員会 | 2. 校長・教頭 | 3. 同僚の教員 |
| 4. 児童生徒の保護者 | 5. 児童生徒 | 6. その他 |

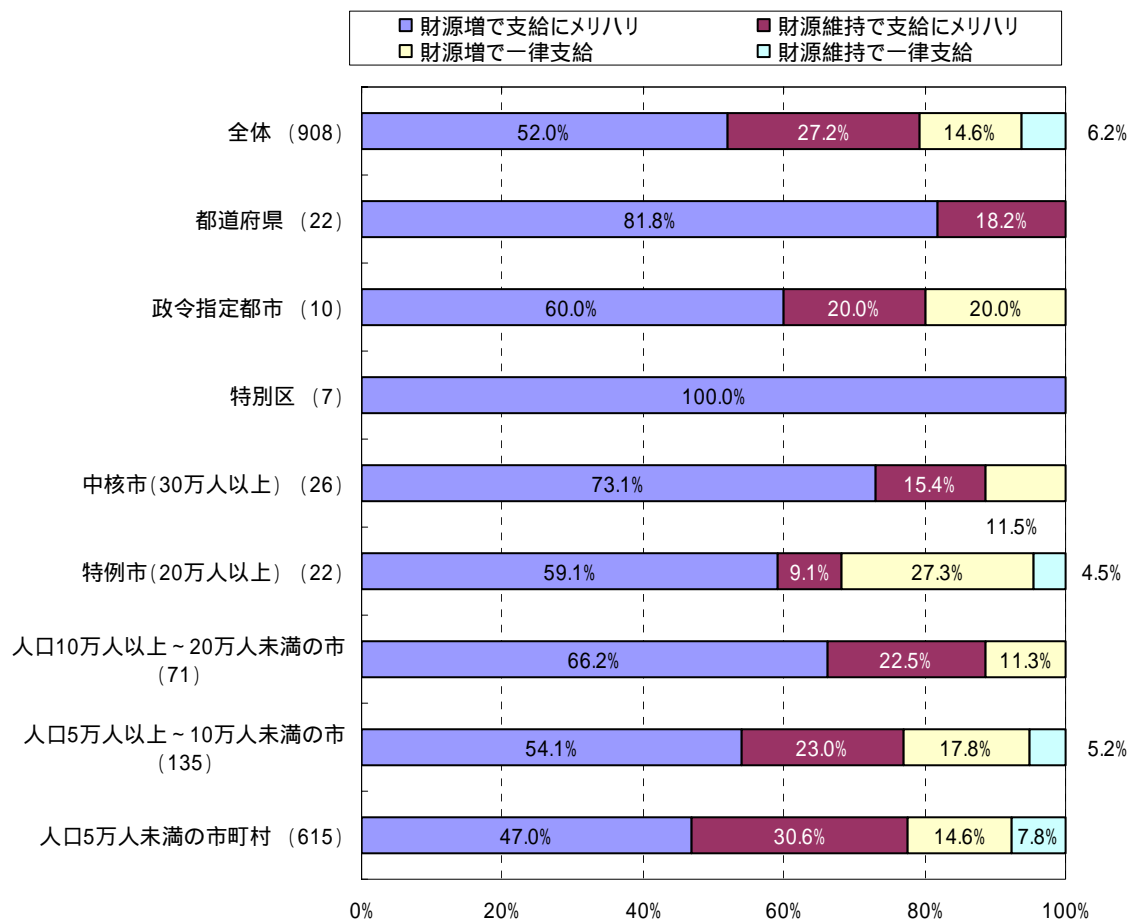


図表 32 団体規模別に見た「指導が不適切な教員」の認定者

- 全体では「教育委員会 (93.1%)」、「校長・教頭 (92.9%)」が他よりもかなり多く挙げられている。
- 団体規模別に見ると、規模が大きいほど「その他」の意見が多くなっている。その他の回答としては、「有識者」、「教育経験者」などの意見が多く見られた。
- また、団体規模別に見ると特例市、人口10万人未満の団体において「同僚の教員」が2割前後と比較的多く挙げられている。

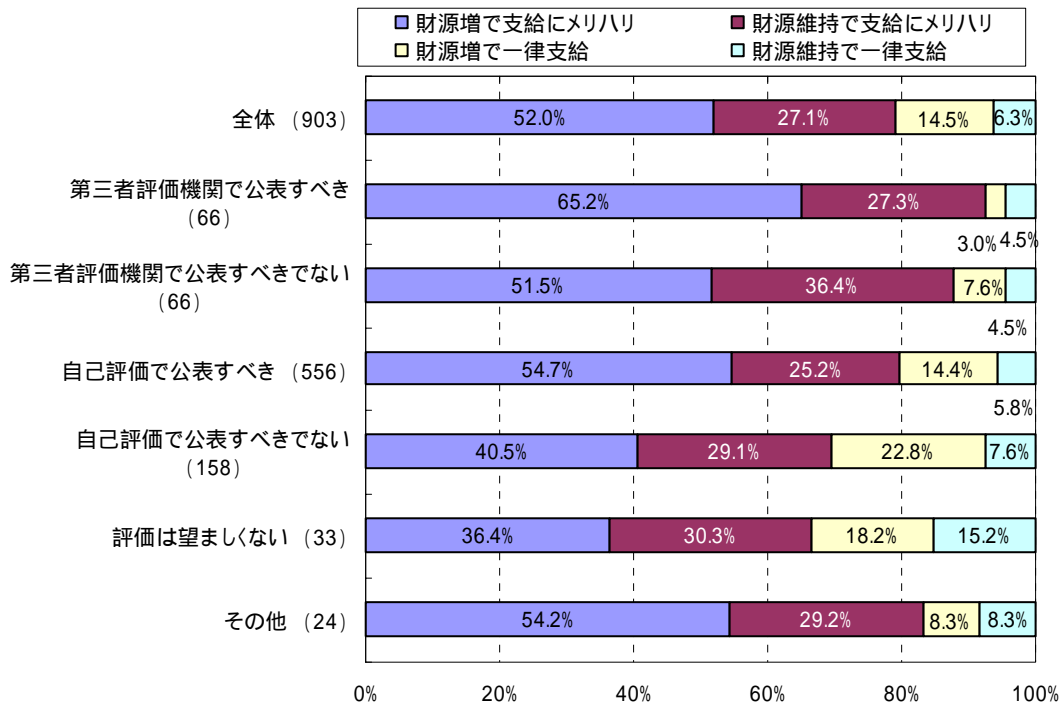
設問16. 「教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」にもとづく教員給与の教職調整額の見直しが検討されています。この問題について、あなたご自身の考え方にもっとも近いものを一つ選んで番号に をつけてください。

1. 超勤などの勤務実態をふまえて教職調整額の財源を増やした上で、教員の職務負荷に応じて、支給にメリハリをつける
2. 現行の財源を維持し、その範囲内で、教員の職務負荷に応じて支給にメリハリをつける
3. 超勤などの勤務実態をふまえて教職調整額の財源を増やした上で、給特法の趣旨をふまえて一律に支給する
4. 現行の財源を維持し、給特法の趣旨をふまえて一律に支給する



図表 33 団体規模別に見た教員給与の支給方法

- 全体では「財源を増やした上で、支給にメリハリ（52.0%）」が最も多く挙げられ、次いで「財源を維持し、支給にメリハリ（27.2%）」と、支給にメリハリをつけた方が良いという意見が8割弱となっている。
- 団体規模別に見ると、都道府県と政令市を除いて人口規模が小さくなると、「財源を増やした上で、支給にメリハリ」という意見が少なくなっている。

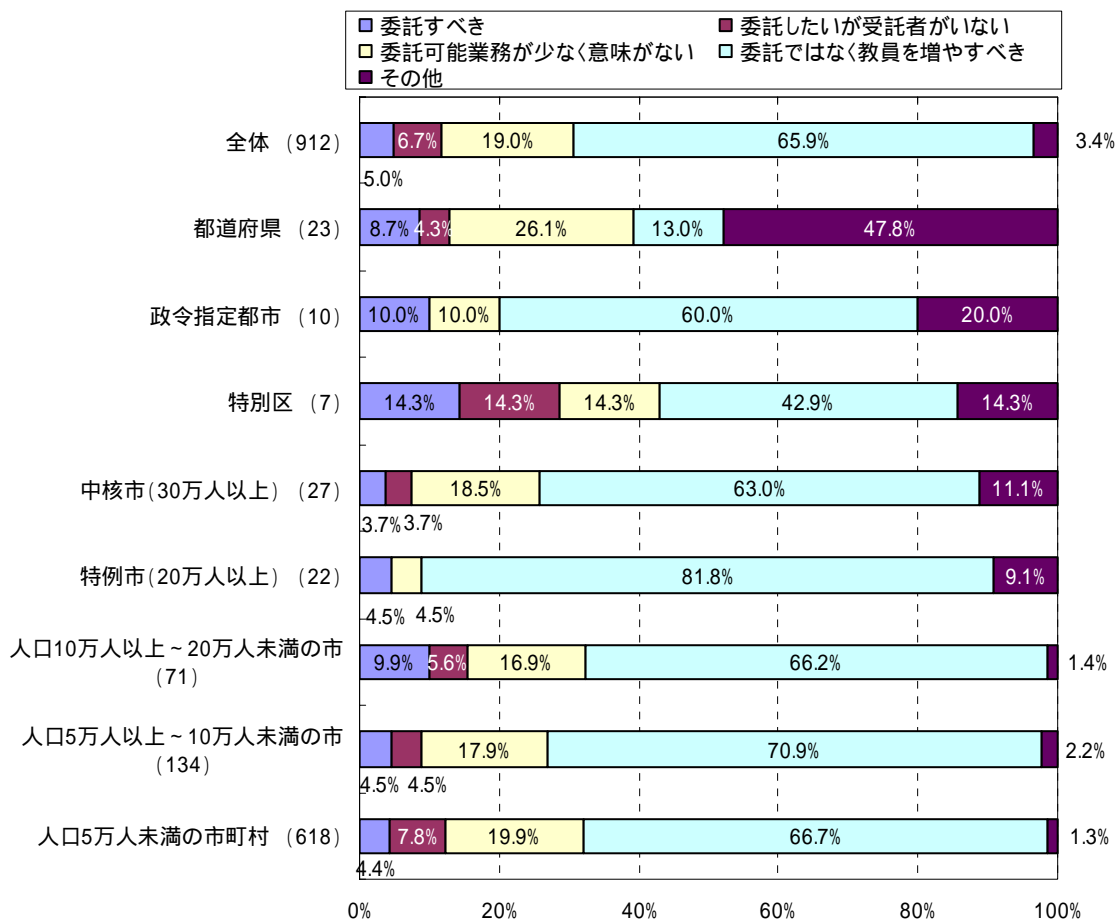


図表 34 学校評価に対する考え方別にみた教員給与の支給方法

- 学校評価に対する考え方別にみると、第三者評価機関の評価を肯定している（第三者評価機関で評価し結果を公表＋第三者評価機関で評価し結果は非公表）教員委員会では、「支給にメリハリをつける（教職調整額の財源を増やしたうえで＋現行の財源を維持し、その範囲内で）」とする回答割合が相対的に高く、9割近くとなっている。
- 一方、「評価は望ましくない」としている教育委員会では「支給にメリハリをつける（教職調整額の財源を増やしたうえで＋現行の財源を維持し、その範囲内で）」とする回答割合は66.7%と相対的に低くなっている。

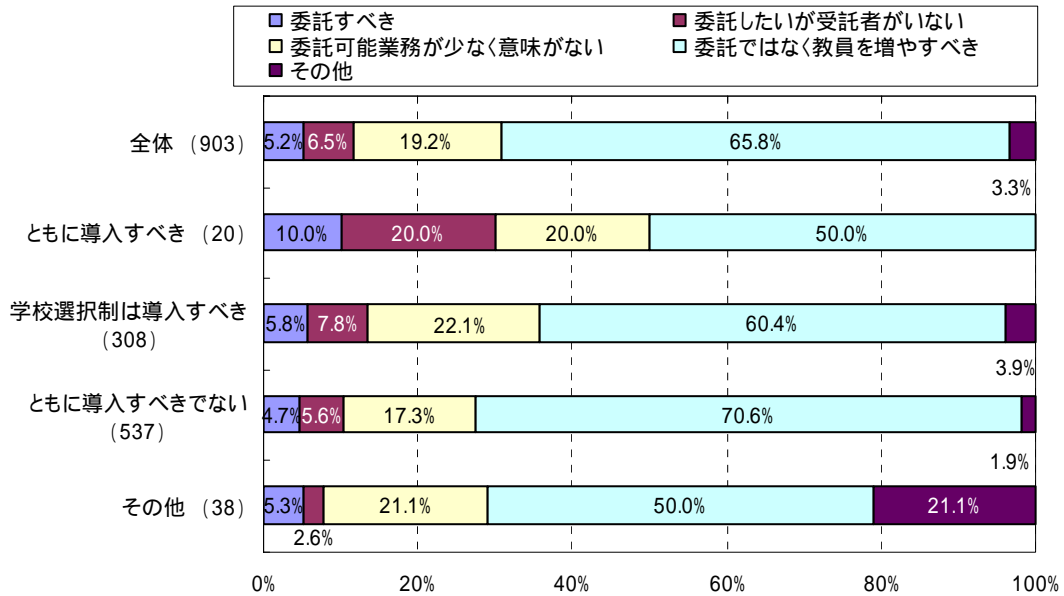
設問17. 教員が授業に一層集中できるように、教員が現在行っている事務的業務を外部委託すべきという意見があります。こうした教員事務の外部委託について、あなたご自身の考え方にもっとも近いもの一つを選んで番号をつけてください。

1. 教育の質を向上させるため、教員事務の外部委託を推進すべきである
2. 外部委託したいが、事務的業務を委託できる受託者が学校外にいるとは思えない
3. 実際に外部委託可能な事務的業務は少ないので外部委託はあまり意味がない
4. 外部委託せずに教職員の定数改善をすべきである
5. その他



図表 35 団体規模別にみた教員事務の外部委託の是非

- 全体では「外部委託せずに教職員の定数改善（65.9%）」が最も多く挙げられているおり、「外部委託を推進すべき」という意見が5.0%と少ない。
- その他の回答として、「共同化すべき」、「一部外部委託すべき」、「IT化を促進して効率化すべき」という意見が見られた。

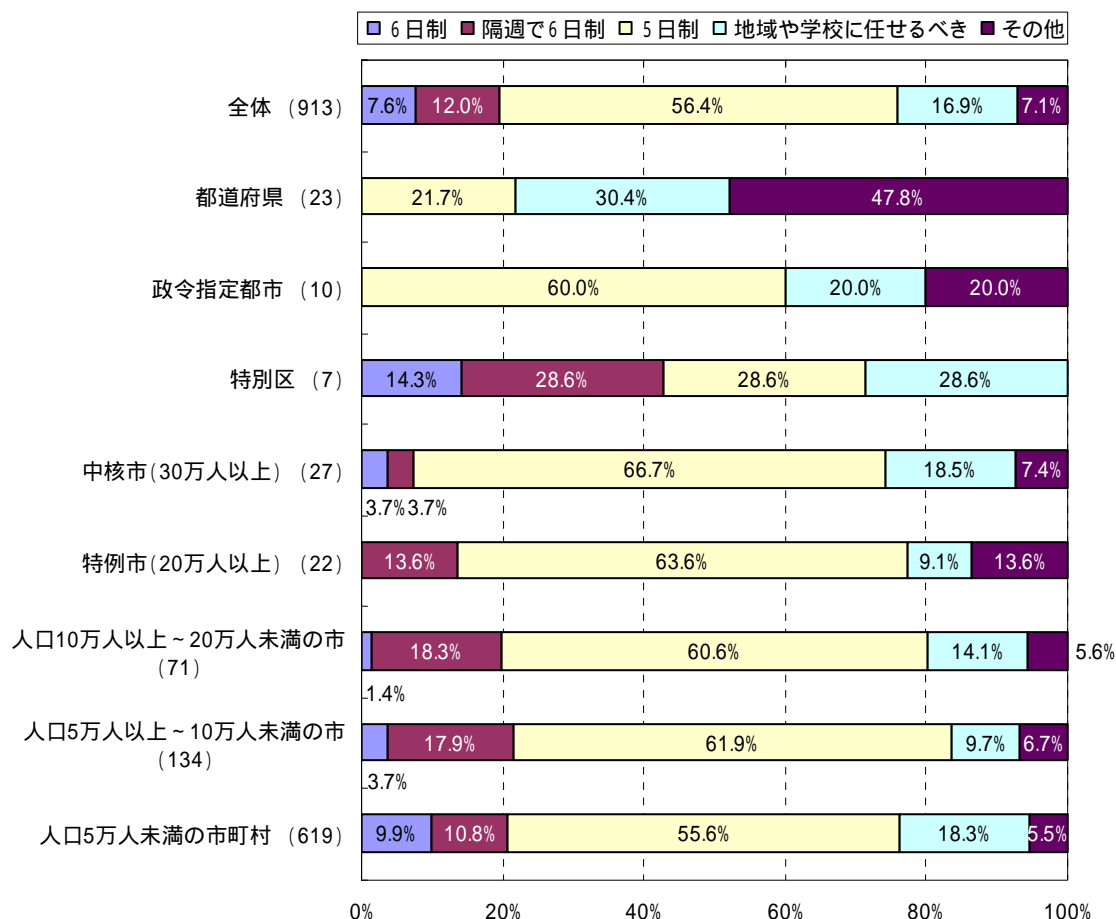


図表 36 教育委員会の学校選択制・バウチャーの導入に対する考え方別にみた教員事務の外部委託の是非

- 教育委員会の学校選択制・バウチャーの導入に対する考え方別にみると、競争原理に対する抵抗感が少ない（「ともに導入すべき」と回答している）と考えられる教員委員会では、業務外部委託について前向き（「推進すべき」＋「外部委託したいが受託者がいない」）な回答割合が30.0%と相対的に高くなっている。
- 一方、学校選択制・バウチャーをともに導入すべきでないと回答している教育委員会では、前向き（「推進すべき」＋「外部委託したいが受託者がいない」）な回答割合が10.3%と相対的に低くなっている。

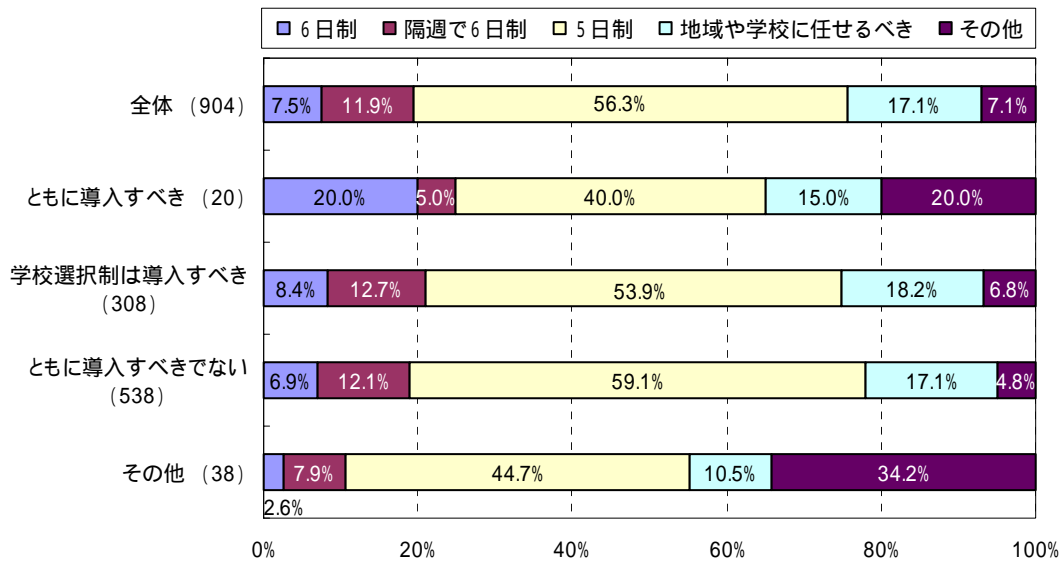
設問18. 児童生徒の学力向上を図るため、現在の学校 5 日制を見直し、6 日制にしたり、夏休みの期間を短縮するなどして、授業時間数を実質的に増やすべきという意見があります。学校 5 日制の見直しについて、あなたご自身の考え方にもっとも近いもの一つを選んで番号に をつけてください。

1. 完全 6 日制にすべきである
2. 隔週で 6 日制にすべきである
3. 5 日制のままでよい
4. 地域や学校の実情と判断に任せるべきである
5. その他



図表 37 団体規模別に見た学校 5 日制の見直しの是非

- 全体では「5 日制のままでよい (56.4%)」が最も多く挙げられている。
- その他の回答としては、「週 5 日制をもっと検証すべき」、「週 5 日制のままで授業時間を増やす」などの意見が見られた。
- 団体規模別に見ると、人口 20 万人未満の団体では、人口規模が小さいほど「完全 6 日制にすべきである」を挙げる割合が高くなっている。

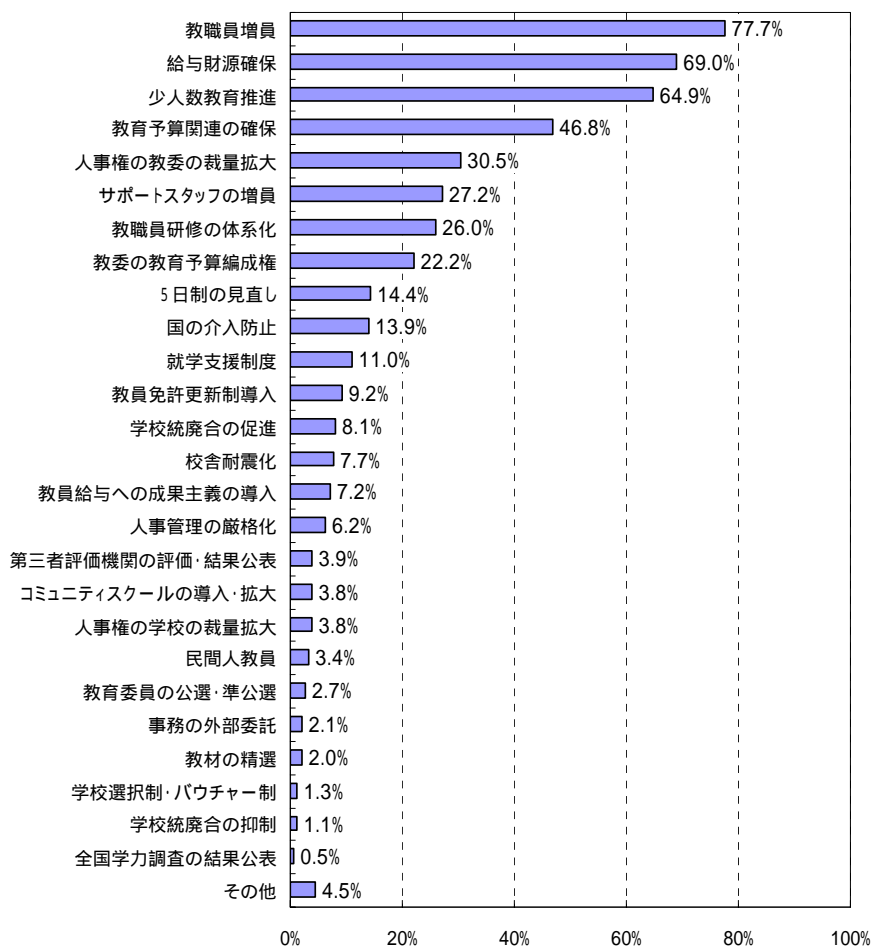


図表 38 教育委員会の学校選択制・バウチャーの導入に対する考え方別にみた学校5日制の見直しの是非

- 教育委員会の学校選択制・バウチャーの導入に対する考え方別にみると、競争原理に対する抵抗感が少ない（「ともに導入すべき」と回答している）と考えられる教員委員会では、公立学校の統廃合について「完全6日制にすべきである（20.0%）」という回答が相対的に高くなっている。
- 一方、学校選択制・バウチャーを「ともに導入すべきでない」と回答している教育委員会では、「統完全6日制にすべきである（6.9%）」という回答が相対的に低く、「5日制のままでよい（59.1%）」という回答が高くなっている。

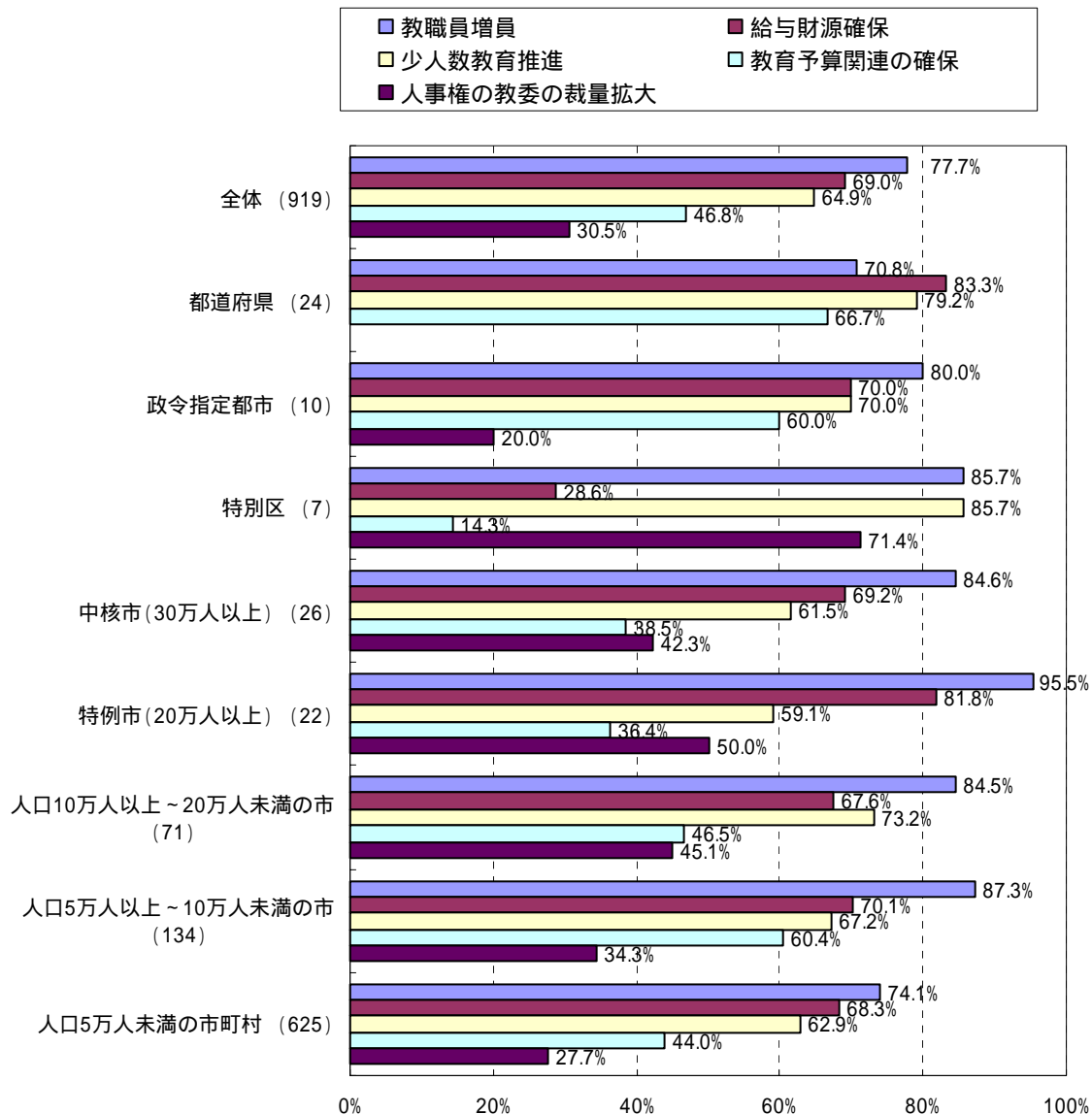
設問19. 今後どのような改善・改革を行なえば、教育の現場は良くなると考えておられますか。あなたご自身の考え方にあてはまるものを選んで番号に をつけてください(5 つまで)。

1. 国による教職員の給与財源の確保
2. 各自治体での教育関連予算(教員給与以外の図書費、教材費等)の確保
3. 就学支援制度の充実(就学援助費の拡大等)
4. 教育予算編成権の教育委員会への委譲
5. 国の教育内容への過度の介入防止
6. 教育委員の公選・準公選
7. 学校選択制・教育バウチャーの導入
8. 第三者評価機関による学校評価と結果公表
9. 国の「全国学力・学習状況調査」結果の学校別一覧の公表
10. コミュニティ・スクールの導入・拡大
11. 学校統廃合の促進
12. 学校統廃合の抑制
13. 学校5日制の見直し(授業時数の拡大)
14. 少人数学級・習熟度別指導など少人数教育の推進
15. 教職員の増員
16. 教員免許更新制の導入
17. 民間人からの教員登用
18. 教員の人事権における学校の裁量拡大
19. 教員の人事権における市町村教委の裁量拡大
20. 教員の人事管理の厳格化
21. 教員給与体系への成果主義の導入
22. 教職員研修の体系化
23. 教員の事務的業務の外部委託
24. サポートスタッフの増員
25. 教材の精選
26. 校舎・学校施設の耐震化
27. その他



図表 39 必要な改革・改善

- 全体では「教職員増員 (77.7%)」、「給与財源確保 (69.0%)」、「少人数教育の推進 (64.9%)」、「教育予算関連の確保 (46.8%)」が他の項目よりも高い割合で挙げられている。



図表 40 団体規模別に見た必要な改革・改善(上位5項目のみ)

- 団体規模別に見ると、人口 20 万人未満の団体では、規模の小さい団体ほど「全体で上位に上げられている 5 項目」を挙げる割合が低くなっており、様々な意見に分散している傾向がみられる。
- 「教職員増員」という意見は、中規模団体において比較的多く見られる。
- 「人事権の教育委員会の裁量拡大」については、人口 20 万人未満では団体規模が小さくなると意見が少なくなっている。